

第Ⅳ部

教区-学区の文化変容と規律化

第1章 文化変容と社会的規律化研究の現状

第1節 社会的規律化と信仰体制化

〔1〕社会的規律化研究の進展は、信仰体制化の概念を駆使して、公的生活圏と私的生活圏の個別分離を見だし、そして私的生活圏に対する規律化の事態を克明に叙述するにいたっている。研究成果は前近代に集中していたが、近年では19世紀の近代社会にまで対象を拡げてきている。その論文数は大変な数にのぼる。ここではとくに注目すべき分析方法に関わる欧文の文献名をあげておきたい。

- M. Roeff, *The Well-Ordered Police State. Social and Institutional Change through Law in the Germanies and Russia, 1600-1800*. New York and London, 1983.
- H. Schilling, *Südenzucht und Frühneuzeitliche Sozialdisziplinierung. Die calvinistische Presbyteriale Kirchezucht im Emden von 16. bis 19. Jahrhundert*. In: Georg Schmidt (Hrsg.), *Stände und Gesellschaft im Alten Reich*. Stuttgart, 1989.
- R. Jessen, *Polizei und Industrieviertel. Modernisierung und Herrschaftspraxis im westfälischen Ruhrgebiet 1848-1914*. Göttingen, 1991.
- R. v. Friedeburg, *Ländliche Gesellschaft und Obrigkeit. Gemeindeprotest und politische Mobilisierung im 18. und 19. Jahrhundert*. Göttingen, 1991.
- M. Frank, „Weil Ordnung die Seele aller Dinge ist“. *Dörfliche Gesellschaft und Kriminalität in Lippe 1650-1800*. In: *Kultur und Staat in der Provinz. Perspektiven und Erträge der Regionalgeschichte*, hrsg. von S. Brakensiek, A. Flügel, W. Freitag, R. v. Friedeburg, Bielefeld, 1992.
- H. Maier, *Sozialdisziplinierung – ein Begriff und seine Grenzen*. In: *Glaube und Eid*, hrsg. von P. Prodi, München, 1993.
- H. Schilling, *Die Kirchezucht im frühneuzeitlichen Europa in interkonfessionell vergleichender und interdisziplinärer Perspektiven – eine Zwischenbilanz*. In: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Beiheft 16, Berlin, 1994.
- M. Brecht, *Protestantische Kirchezucht zwischen Kirche und Staat. Bemerkungen zur*

- Forschungssituationen. In: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Beif. 16, Berlin, 1994.
- H.R. Schmidt, *Dorf und Religion. Reformierte Sittenzucht in Berner Landgemeinden der Frühen Neuzeit*. Stuttgart, Jena, New York, 1995.
 - H. Schilling, *Heinrich Schmidt, Dorf und Religion. Reformierte Sittenzucht in Berner Landgemeinde der Frühen Neuzeit*. In: *Historische Zeitschrift*, Bd., 264, Heft 3, 1997.
 - H.R. Schmidt, *Disziplinierung oder „Selbstregulierung der Untertanen“?*. In: *Historische Zeitschrift*, Bd., 264, 1997.

〔2〕ここで列挙した文献一覧はほぼ社会的規律化にかかわっている。歴史学における文化変容は主としてこの領域で論じられてきた。そこで以下では学界の動向についてコメントしておきたい。

社会的規律化は、1960年代にゲルハルト・エストライヒによって定式化され¹「ヨーロッパ初期近代史を示導するコンセプト」としてドイツのみならずヨーロッパの歴史学に通用するようになった。さて、エストライヒによると、絶対主義は「全階層の臣民ひとりひとりに至るまで、その態度と行為をかたちづくり、規定し、統制」するものであるとされる。この括弧内の文意が社会的規律化という用語を説明する。

エストライヒの社会的規律化は、シリングおよびブリックレの共同体主義論によって補完され、絶対主義時代（＝近世）から近代国家（主権国家、権威国家）の形成の過程を、国家の集権化・制度化という制度面からの狭いアプローチを超えて、共同体における「精神＝倫理面および心理面での構造変化」を読み解く重要なキー・コンセプトとなっている。近年、天逝した千葉徳夫が、個別事例研究成果の蓄積にたつて、社会的規律化によるその構造変化＝歴史的発展を次のように展開している。第1段階は、社会的規^{レギ}整^{ルンク}の段階である。14世紀半ば頃から都市と農村の共同体形成とともに始まるその内部規律化。第2段階では、宗教改革において高度に組織化された宗派教会の神学＝世界観に体系が規律を生み出し・強化し、規律化が共同体レベルから領邦レベルへと拡大された。第3段階は、宗派体制化のなかで都市・農村共同体は領邦支配のもとに組み込まれ、社会的規律化は上からの支配として遂行されるようになる。第4段階では、このような国家的機能としての社会的規律化は17世紀以降宗教のみならず、軍事・行政・経済のあらゆる分野で展開された²。

〔3〕社会的規律化の歴史的発展モデルを上記のように構想した場合、日常生活レベ

ルにおける社会的規律化の事実を解明する仕事が最後にたちはだかる難問となっていた。この状況を切りひらく新たな視点と成果を持ち込んだものが^{コンフュニオンアリジールンク}信仰体制化³と^{キルヒエンツフト}教会紀律である。千葉の鋭利な先行研究のサーベイを援用しながらこれを整理しておきたい。

近世においては制度的にも法的にも国家はその権力は臣民＝民衆にまで作用を及ぼすことができなかつた。その一方で宗派教会は日曜の説教（＝成人教育）、風紀の監督、婚姻・出産などの家族問題に対する干渉、学校教育の監督といった活動を通して教区民の日常性に深く介入していた。そこで国家は宗派教会を国家の官僚組織に組み入れ、宗派教会の教区規律化を事実上の国家の社会的規律化単位として体制化し、教会の規律化を国家監督＝査察制度によって監督する仕組みを構築したのである⁴。

斯かる教会規律の実証的研究が社会的規律化研究の最前線を担っている⁵。これまでの実証的な事例研究にもとづくと、教会規律は、例えばシリングが作成したカルヴァン派の「都市共和国」エムデンのデータによると、次のような時代変化がみられる。

| 時代（年） | 信仰・礼拝上の違反・過ち* ¹ | 社会的共同生活上の違反* ² |
|--------------|----------------------------|---------------------------|
| 1558－1562 | 35.8% | 26.9% |
| 1596－1600 | 16.6% | 51.8% |
| 1645－1649 | 11.7% | 37.4% |
| 17世紀末－18世紀前半 | 8.3% | 26.1% |

*¹ 教義の過ち・無理解、礼拝欠席、禁書の所有など

*² 喧嘩、口論、誹謗、中傷、暴力、酔っ払いなど

（千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」498頁より作成）

見られるように「信仰・礼拝生上の違反・過ち」と「社会的共同生活上の違反」はとくに1596－1600年代をピークにとしてその後は次第に減少している。減少数は後者で顕著である。その理由については次のように説明される。16世紀から17世紀前半期のエムデンでは日常生活で暴力が日常茶飯事であった。それに対応したのが長老会議（カルヴィン派教区最高機関）である。長老会議は暴力事件にすみやかに介入し、「贖罪と和解」を勧告した。この措置は、暴力者に犯罪者の烙印を押し信徒団体（教区）から排除することではなく、悔い改めによって信徒団体に純潔さを回復し、保持

することを意図していた。しかし長老会議の「贖罪と和解」の勧告が効を奏さなかったときには、説教壇からの公然たる戒めや正餐式からの排除(=信徒団体からの排除)といった教会罰が執行される(または世俗裁判所への通知措置がとられた)。17世紀末になると長老会議によってその実践が強制された教会規律は教区民のモラルとして受容(内的社会化)されていた。これが減少の理由としてあげられている⁶。

一方、17世紀末から18世紀前半には、この減少に比して、結婚(別居・離婚を含む)・家族・教育および性という信徒の私的生活の問題、とりわけ夫婦喧嘩の件数が多くなった。信徒の私生活にたいする規律化がこの時期に増加をみた理由は次のように説明される。前近代の家における夫は妻を、プライバシーによって護られた家庭の私的領域でのパートナーというよりは、「より広い職業生活・近隣生活における仲間と見なしていた」。したがって夫婦喧嘩は内にこもらず公然と行われ、「社会的生活のトラブルとおなじような性格を帯びていた」。したがってエムデンの長老会議は「誠実・責任・信頼というキリスト教的共同生活の原則に従って夫婦関係に介入した」とされる⁷。さらに18世紀になるとエムデンの長老会議は女性の姦淫と未婚の母=婚前交渉といった女性の性にたいする規制を強化した。その理由は、女性観の変化によるとされるが、それは「倫理化され、調和のとれた社会のために情念を抑制する責任は、主として、夫婦・家庭生活の平穩を保つべき女性の側にある」とされたからである⁸。

[4] エムデンの長老会議による規律化は、このように、教区信徒の「社会生活と私生活」に及んだと理解されている⁹。ところが実際の記述をみると、「信仰・礼拝、および社会生活と私的生活」とあるように、「信仰・礼拝」生活が別個にたてられている。「信仰・礼拝」生活は一体「社会生活」と「私的生活」のいずれなのか、それともいずれにも属さないのか。ここに曖昧さがみられる。

そもそも16-18世紀末において、エムデンの長老会議にこのような「信仰・礼拝、および社会生活と私的生活」の区分法は存在していたのか。長老会議にとって、信徒とその共同体の汚れを浄化することが規律化の目的であったのであるから、「信仰・礼拝、及び社会生活と私的生活」は一つのまとまった信仰生活とみなされていたと考えてよい。したがって、信徒の私生活にたいする規律化の根拠を、信徒の私生活における問題(夫婦喧嘩の例を参照)が、家の内にこもらず公然と行われ、「社会的生活のトラブルとおなじような性格を帯びていた」とすることにおいているのは、明らかに、自己矛盾ではなかろうか。この説明では私的生活は存在しなくなる——私的生活は、こ

れが社会生活のトラブルとなることによってはじめて規律化の対象となる — からである。

それでは「信仰・礼拝」はどうなるのか。長老会議の使命は信徒の共同体を浄化して「正餐共同体」として維持することである。そのために信徒の信仰・礼拝にたいする規律化はもっとも重要な事項となる。このように、長老会議の規律化の仕組みからすると、信徒の生活全般が浄化、すなわち社会化の対象となっていたとみななければならない。そこには、社会生活 - 私的生活といった区分法は存在しえなかった。より正確には、それは 18 世紀までそうであったといわなければならない。何故か。

18 世紀になると婚前交渉という性生活への規律化が増大した。信徒の生活全般の浄化は、これまで教義の過ち・無理解、礼拝欠席、禁書の所有および喧嘩、口論、誹謗、中傷、暴力、酔っ払い等といった公然たる行為に向けられていた。ところが、性生活はもっとも秘められた、個人の情念といった社会生活 = 行為以前のプライバシー中のプライバシーの領域そのものであった。婚前交渉は、浄化、すなわち「情念の抑制」という名目で規律化の項目にあげられ、未婚の母と庶出子は差別と抑圧の対象という公然の領域に引き出されたのである。実は、他ならぬ、そのことがもたらした帰結は、信徒に私的生活の領域を、いわば外から、否応無しに、強制的に、認識せしめた、ということであった。だが、長老会自体にはこの区分はない。あるのは未分化な、信徒とその共同体の生活であった。信徒ではなく、それ以前の個人 = 私人の生活という観念は未だ現れていない。その区分は近代人が持ち出した虚構である。

[5] エムデンの教会規律化はオストフリースラント領邦君主の規律化と如何なる関係にあったのか。前述した千葉作成の基本的な展開をいま一度みておくと、国家は宗派教会を官僚組織に組み入れ、宗派教会の教区規律化を事実上の国家の社会的規律化単位として体制化し、教会の規律化を実質的に国家監督 = 査察制度によって監督する仕組みを構築するというものであった（教会の国家「手先」論）。それではエムデンの教会規律はどこに位置づけられるのか。

千葉の理解では、この事例は「一見国家によってのみ操作されていたかに見える過程に教会と社会の自主的な諸力も共同していた」ものであるとされている¹⁰。要するに、エムデンの長老会はオストフリースラント領邦の規律化に先行して、しかも自主的に、自前で、信徒と教区を規律化したケースであった。それでは、エムデンのケースは教会の国家「手先」論を修正するものなのか。もちろんそうではなく、この「手

先」の形態の一つを徴するものであった。結局、教会の国家「手先」論についても、この「手先」、つまり国家の社会的規律化と教会の規律化との関係、とりわけ後者がいかにして前者にとって替わっていくのかという過程＝史的構造については新たな研究がまたれる。

[6] 教会査察研究はこの分野にかなり有効な成果を提供できそうである。16世紀後半ブランデンブルク選定侯領における塚本恵美子の事例研究は、第1に、選定侯の教会官庁である宗務局の設置が「元来は一時的な教会巡察（＝査察）委員会を永続的なものとするために設立されたもので、教会巡察がその主な機能であった」こと¹¹、第2に、教会査察は選定侯の「訓令」にもとづいて実施され、領邦（＝国家）「教会規定」の「普及」を目的とし、第3に、この「普及」は「選定侯の権威、選定侯の定めた教会規定の権威への服従をどこまでも優先」した、3点を明らかにしている¹²。

さっそく具体的な査察区＝監督区の一例として、プリクニッツ監督区の査察—その内容は「査察最終報告書」で報告される—を概観しておこう。

査察の主たる項目は、第1に、牧師と副牧師の査察、第2に教区信徒の生活査察、である。第1についてはさらに、(1)「1540年教会規定」に準じた日曜日・祝日・週一回の説教および日曜日・祝日の夕拝後の『小教理問答書』（ルター）教授の実施状況、(2)教区学校における『小教理問答書』（ルター）教授にたいする牧師と副牧師の監督状況、からなる。また第2はさらに次の事項からなる。(1)青少年に「神への冒瀆になるような悪事、泥酔、悪戯…から懸命に遠ざかり、自らの生活と道徳を、規律、立派さ、節制に向け、そこに留まる」ことを求めた、(2)成人に「忠実に教会へ行き、祈り、神の言葉に熱心に耳を傾け、それを無駄にせず、主イエス・キリストがお定めになった sacrament を喜んで受け」ることを求めた、(3)査察官はこれら「求める」ことで実態が改善されない場合、例えば相変わらず「聖日や祝日に至るところで働き、休まずに」いたり、礼拝に出席していても「ワインやビールを飲んで座っている」者に対しては、本人とさらに酒を飲ませた酒屋の主人も2・3日投獄するように市当局に命じる、(4)売春および婚前交渉といった性道徳の監督。本人に牧師や雇用者が訓戒を行い、それでの悔い改めないときには町から追放するように市当局に命じている¹³。

以上の如く、査察は、選定侯が「貴族の所領単位を越えて」監督区という単位で「教区聖職者を媒介に」、「神への恐れから敬虔で従順」な「一様な臣民を作り出すことで国家統合を推進することを目指していた」とみなされるのである¹⁴。

〔7〕査察と信仰体制化は、前者が領邦（＝国家）による規律化、後者が教区内の規律化を意味する。この2つの先行研究に交叉する奇妙といえる共通認識は教会の国家「手先」論であった。そこでは、国家が教会を媒体＝手先としてその規範を規律化する以外の説明は見いだせ得ない。そうした分析の問題性は、信仰体制化における規律化の対象が「信仰・礼拝、および社会生活と私的生活」にあったとしながら、じつは、この3つの生活が民衆と教会関係者に明確に分離されて表象されていたと前提されていることにも見いだせる。さらに教区査察についても、それが「教会規定」の「普及」であるとしながら、これが「一様な臣民を作り出すことで国家統合を推進することを目指していた」と、領邦（＝国家）の次元のポリシーにそのまま置き換えられている。ここでも問題は、「一様な臣民を作り出す」と「信仰・礼拝、および社会生活と私的生活」を規律化することとを結びつける説明がなされていないところにある。

「一様な臣民」とは国家の支配領域と等価であり、「信仰・礼拝」および「私的生活」とは具体的私人の領域である。「一様な臣民を作り出す」とは、民衆支配の領域を私の生活領域から分離することを含意している。その場合の「支配」とはいかなる論理と形態をとったのか。

さらに、査察の最終評価にさいしても、「16世紀後半のブランデンブルク選定侯領における教会巡察記録に目を移してみても、「日曜日に礼拝に参加せず、働くものがある」あるいは「ワインを飲んで、礼拝に参加するものがある」などの嘆きが見られる。巡察官たちのこうした嘆きが存在し続けるかぎり、宗教改革と信仰統一化にともなう規律化が成功したとはいえないであろう」¹⁵にみられるように、規律化の成功・不成功を日曜日・祝日の礼拝如何においている。それではいかにも早急といわなければならない。査察が日曜日の礼拝参加の勧告のみならず世俗当局にたとえば酒を出した居酒屋（主人）をも処罰（投獄）するように命じたその行為こそにまず注視する必要がある。つまり、査察官の「嘆き」は日曜日・祝日が民衆の日常実践の延長領域としていることにたいして発せられたもので、査察官の嘆きは民衆と居酒屋の日常性に、これとは一線を画させねばならない義務の領域を査察官に持続的に意識せしめており、そして、さらに、処罰は民衆にその義務の領域がまさしく処罰と抱き合わせの領域であることをその都度自覚せしめることになった。査察官による教区査察はこうした教区民一人一人の日常実践の領域に義務の領域を分離せしめ、その義務の領域をさらに世俗当局の処罰、すなわちポリツァイの領域＝対象へ替えていっていたのである。

第2節 私的生活圏と公的生活圏の個別分離化

〔1〕ポリツアイは最初15世紀末ブルゴーニューで使用され、ハプスブルク家の高等法院に入ってくるが、広義には administration、すなわち領邦民衆の平和と生存を保障する制度的な手段と手続きを含意する¹⁶。そしてその制度的な手段と手続きは、「^{アドミニストレーション}行^{パブリックライフ}政と公的生活の圏の関わる規則」を意味した Polizeiordnung または Landesordnung を指す。そして18世紀に入るとポリツアイは次第に近代の「法と秩序の刑事的コントロールと維持」の意味を帯びてくる¹⁷。

レフは上記のポリツアイ史を16世紀末（ルネッサンス末期）から展開するが、そこで試みられるテーマは民衆的世界が如何にして規律化の舞台へチェンジしていったのかであった。ここでも刺激的で学識溢れる論述が展開されている。

16世紀末期の民衆的世界は超自然的力、魔術、未知なるものへの信仰に支配されていた。そうした力が不意に民衆の生活を脅かし（天候不順・飢饉・ペスト等）、彼らのアイデンティティを脅かしかつ壊したのである。こうした事態の連続＝日常性が、自分自身の行為にたいする責任および自分自身の運命にたいする自己責任を奪っていった¹⁸。

その一方で17世紀にモダンの思想が登場してくる。その特徴は、人間の内に宿る非合理的力（^{パッション}情^{エモーション}念と情^{エモーション}動）は、自己を統制しかつ規律する人間行為の主要な敵とみなされた点にある。理性および^{インディヴィジュアル・ウィル}個人の意思が自己統制の力と認められたのである。そして統制が機能する社会システムが構想される。ここで持ち出された全体像は、制御のきかない^{パッション}情^{エモーション}念と情^{エモーション}動の吐き出しを継続して抑制・抑圧する、固定された社会秩序＝システム制御であった。その全体像が社会契約にもとづく国家を想定していたことは論をまたない¹⁹。

それでは、その国家は如何にして^{パッション}情^{エモーション}念と情^{エモーション}動を抑制・抑圧することができるのか。ここに新たに宗教生活が持ち出される。16世紀末以降、宗教生活自体が地上での信仰に篤い生活の目標となっていた。敬虔が行為・態度を抑制し、これが社会を規律化し社会の生産活動を促進するとともに信仰心に篤い日常実践（聖餐式と説教の出席）を生活スタイルとして確立した²⁰。この生活スタイルの確立に^{ディツァイプリング}規^{ディツァイプリング}律^{ディツァイプリング}化の用語が当てられたのである。規律化は、第1に、権威と統御を受身になって受容させる社

会的規律化と、第2に、自己自身のマインドとウィルを信頼して、共通のゴールに向かって他の人と協力する自己規律化を含んでいる²¹。

生活スタイルの確立にはもちろんその方法が不可欠である。規律化は方法の原理を示すが直接に方法たりえない。そこで教育のもつ「^{メソドロジカル・イノヴェーション}方法的革新」が引き出されたのである。教育は、身体的強制・体罰に代わって、情念と情動を抑制・抑圧する恥じ=集団によって強制される「^{モラル・スクエジヤン}道徳的説得」という機能的意味を担うことになった²²。教育は社会的規律化と自己規律化の「方法的革新」を図る最前線に踊り出ることになった。ただし、教育が試みられる場が学区と教区を包摂する「ポリス共同体」(ポリツァイが執行される単位)に広がっていたことに注意が向けられねばならぬ。

さて、「方法的革新」は先述した教区信仰体制化と同一ではないかという疑問が生じてくると思われる。これは当然の疑問である。レフは、教区信仰体制化をも対象化したポリツァイに焦点をあて、公権力が「ポリス共同体」における民衆一人一人の全生活領域に対して「方法的革新」が企てた仕組みを明らかにすることを試みている。この仕組みへのアプローチが教区信仰体制化の研究には欠けていた。

〔2〕17・18世紀における民衆にとって時間は四季および農業と教会祭日を記したカレンダーに刻み込まれ、反復されている。この反復は民衆の記憶そのものである。記憶は自然のサイクルとともにあった。したがって、規則的に反復されない法や規則は過去のもものとされた(記憶=再生されない)。反復は忘却にたいする武器であった。当然のことながら、命令を反復することに公権力が失敗することは、民衆が忘却した(=無視された)口実とされたのである²³。

^{ポリス}法令は、民衆世界の前近代の心的態度に根づく行動パターンを壊し、新たな転換を画さなければならない。だがこれは一昼夜で達成されるものではない。それは社会的関係と態度の再構築を意味するからである。そしてこの試みは常に抵抗に遭った。

前近代における民衆世界は信仰と宗教儀式によって組立てられていた。法令は、宗教改革でピークに達した宗教上の危機の結果として登場している。世俗権力は、伝統的な教会制度の否定によって作りだされたギャップ——ローマ教会という伝統的制度と規範が崩壊し宗教離れが進行——を埋めることに足を踏み入れ、新たなプロテスタント教会施設を組織するための法と規則を多数布告した(教会規定および教会査察規定)。その最初の包括的な法令は1530年に皇帝カール五世(ハプスブルク家)が布告

したもので、その目的は安息日と礼拝遵守、迷信と悪魔の宴会にたいする宗教裁判であった²⁴。

16世紀末および17世紀のほとんどのLandesordnungは、教会礼拝出席、安息日の遵守および正統派信仰の維持に関する規則である(1599年プファルツ、1572年アンハルト-デッサウ、1580年ザクセン、1652年マグデブルグ、1777年アンハルト-デッサウ)。そして18世紀では迷信・魔法・魔術を禁圧する規定は姿を消し、もつとも重視されたものが安息日(=日曜日)の礼拝出席と就業禁止に関する事柄であった(1748年ヘッセン、1764年プロイセン)。その理由は、礼拝時に教会の外で社交、遊び、商いの集まりをもっていたが、これを統制することにあつた。とくに、田舎の社交場^{ソシヤルセンター}である居酒屋の営業を礼拝時間中は禁止したのである²⁵。こうまでしてなぜ公権力は民衆の生活をこのように規制しようとしたのか。

公権力は民衆の生活^{スフェア・オブ・ライフ}圏^{コンパートメンタライズ}を囲い込み分離することを謀ったのである。すなわち、経済的・文化的活動(社交、遊び、商い)と信仰活動を分離し、それぞれの生活圏を監視することを図ったのである。とりわけ、信仰活動に監視を強化した理由は、民衆に熱意をもって目的に向かって活動することのセンスおよび義務感、(教会内での)平和および秩序正しい社会を維持するセンスを教え込む(「方法的革新」)こと(=規律化)にあつた。その一方で、18世紀にはマイナーな祝日を除去し、教会祝祭日の安逸、遊びおよび飲食を厳禁し、私的生活圏の干渉=縮小を図ったのである(1773年プロイセン)²⁶。

18世紀において公権力は民衆の家庭生活の最も基本的なイベントである誕生・結婚・死にかんして統一的な規定を用意した。たとえば誕生や結婚式での華やかな衣装・飲食の浪費・騒々しい祝宴は禁止され(1662、1673年マグデブルグ、1734年ヘッセン、1764年プロイセン)、また埋葬についてみると、とくに伝染病で死亡した者の即時の埋葬、子どもの死は密かに埋葬されること、ただし洗礼前に死亡した子どもについては公的な忌中は禁止された(1729年ハンブルク、1769年プロイセン)²⁷。

ファミリー・イベントは家族および親族の感情制生活(悲しみ・喜び)を凝集するものであつたが、それは同時にコミュニティ全体の感情生活を反復するものであつた。誕生・結婚・死のポリス化は、誕生・結婚・死について家族のかかわる領域と教会がかかわる領域を分離し(日常生活パターンの個別分離化^{コンパートメンタライズ})、家族の私^{プライベート}事^{アフェイション}花を促すことになった。レイはこの状況を「経験と情動の個人^{インディヴィデュアル}化^{アフェイション}および私事化」

とみなしている²⁸。ファミリー・イベントのポリス化はギルドや団体の祭りの規制と連動していた。それはとくにブルー・マンデイの仕事忌避や荒れによる仕事場の悪化を予防することを目論んでいた²⁹。

ファミリー・イベントおよびカーニバルは、前述したように、民衆が生を喜び・死を痛み、豊饒を祈願しかつ欲望を解放するものであった。そしてこの祝宴の空間では公的な権威（領主）はそのダシに使われ³⁰、権威＝社会的ヒエラルヒーが逆転されて演出された。日常生活パターンの個別分離化コンパートメンタライズはいよいよ私的生活圏の組織化にまで及ぶこととなった。すなわち、とくにカーニバルは塀で囲われた（人為的に作り出された）公然の領域に囲い込まれ、公権力の監視のもとで、真面目な、つまらない祭りに変えられることになった。その結果、民衆は受動的な観衆に変えられ、その爆発を秘めた情念は「飼い慣ら」しの対象となった³¹。

〔3〕民衆の私的世界圏に教会礼拝－就学といった義務がポリスの対象として持ち込まれ、さらに家族のイベントとカーニバルさえもポリツアイ化されたことによって、民衆の私的世界圏の只中に公権力によって囲い込みされた管理・監督される空間が作りだされた。そのことは、同時に、民衆の生活世界に私事の領域と公然の領域の個別分離を促し、その二つの領域にたいする規制が図られた。その規制のうち、とくに信仰活動にたいするポリス化は信仰体制化として性生活にまで及ぶ生活の規律化を追求した。信仰体制化は、レフの考察からすると、前近代におけるポリツアイ化の中樞、すなわち情念と情動に身をゆだねた行動を、教会と学校の「方法的革新」を動員して、自己制御すると同時に社会的に制御するシステム（ポリツアイ化された教会－教区）を作り出すことを狙ったものとなるであろう。

第3節 共同体の自己規制機能とその未来

〔1〕社会的規律化研究の進展は、信仰体制化の概念を駆使して、公的生活圏と私的生活圏の個別分離を見だし、そして私的生活圏における規律化の事態を克明に叙述するに至っている。しかし斯かる私的生活圏における規律化が、序言で簡略に指摘したように、「下からの」（家族、隣人関係、仲間関係、団体による規制）規律化か、それとも「上からの」（国家・教会からの）規律化かという論争的テーマになると、この区別は解釈の相違を提示する段階にある。例えば既述したエムデンの事例をあげてみよう。17世紀末から18世紀前半に性の規制が頂点に達した理由は、長老会議がこの時期に「誠実・責任・信頼というキリスト教的共同生活の原則に従って夫婦関係に介入した」からだとされる（シリング）。いま少し補足する必要がある。当該時期に長老会は、嫡出子と庶出子の洗礼台帳を別々にし、両者を峻別する方式をとった、この制度化は、社会が庶出子を蔑視することが自明のこととされ、その母親＝女性は庶出子の出産によって社会的な汚名を着せさせ、隣人・仲間社会から排斥された³²。ここではエムデンの長老会の斯かる行為をどのように評価するかにかかっている。

シリングは長老会の斯かる規制仕掛けを教会懲戒（Kirchenzucht）の典型とみているが、それは長老会の「官僚化が進展」した結果とみている。問題は、長老会の「官僚化が進展」を如何に評価するかである。ここに彼の基本的立場が表明される。その基本的立場は、教会懲戒は共同体住民が「信仰上真剣に受け容れられた罪に対する懲戒（Sündenzucht）」であり、共同体内の犯罪＝規範逸脱に対する「社会的・政治的文脈での調整機能（Regulationsfunktion）を果たした」と解釈するものであり、シュミットが批判するような、宗派体制化を国による規律化の「道具」とみる立場——前掲した千葉や塚本にもこの傾向性が認められる——をむしろ「否認」しているようだ³³。

〔2〕シュミットの基本立場はこうである。「共同体には自らを社会的に規律化する行動規範（Verhaltenskodex）」＝「共同体の自己規制機能」が実在し、「性行為の規律化が全体としてみると効果をあげた」のは「効果的な宗派体制化の浸透が広くみられた」証左であるとしてシリングの仕事を画期的であると高く評価している。しかし、シュミットは、シリングの斯かる宗派体制化の解釈には、当人の全段の「道具」否認にもかかわらず、「上からの」社会的規律化に「自主的な貢献を成した」とする視座が依然

として維持されていると読んでいる³⁴。

シュミットは「下からの」規律化に注目する代表的史家である。彼は隣人間の「共同社会関係 (Gemeinschaft)」が相互に行為を規制する機能に規律化の仕組みを読み取ろうとする³⁵。その事例分析を紹介しておこう。舞台は、Der Staat Bern — 都市がラ
ンデスヘル — のStettlen教区=村である（教区は最下級行政単位）。1588年7月23日、ビール出身の人妻 Anna Mol は David Wecker と姦通したとの嫌疑をかけられた。David Wecker は、未亡人 Dorothee Diebold が自宅で亡夫から引き継ぐ織物業の従業員であった。未亡人が証人として裁判所に召喚された。未亡人の証言は以下のとおりである。未亡人は、人妻 Anna Mol が彼女の仕事場に入り込み、David Wecker にしつこく迫った、そのこと故に彼を厳しく咎めたために人妻 Anna Mol は仕事場を出た、しかし David Wecker は人妻 Anna Mol は夫の Heinrich Moll が不在の折りに「一時やもめ」の家に入り込んでいること、さらに二人が牧草地を散歩していくところも目撃した。次ぎの証言にたった運搬屋 Anton も未亡人と同様に「道徳上に許せないと憤慨」し、「Heinrich Moll の家には腹が立つ、神が雷を下しても不思議はない」と怒りをぶちまけた³⁶。

人妻 Anna Mol の密通は未亡人と運搬屋の他に隣人にも目撃されていた。証人が次々と現れた。隣人 Verena Hermann は、人妻 Anna Mol が聖霊降臨儀祭に David Wecker の汗を流す風呂を用意し、「彼にワインをたらふく注いでいた」と隣人 Jaß Heinrich に語っている。いま一人の隣人 Pellperin (女性) も「Anna Mol は部屋に入って、男の汗を拭きとってやった。隣人の Gigeli の娘と Agnes Mani はそのこと知っている。」隣人 Jaß Neues は Andres Blüwler から、職人が私に向かって「何度も楽しみを味わっているよ」言っていることを聞いている。

シュミットは、人妻 Anna Mol が隣人たちに注視の的になっていたこと、彼女がそれを承知してその視線から逃れるために、ベールを外して独身の如くに「変装して」いた（運搬屋 Anton の証言）事実注目する。人妻 Anna Mol は「密かに隣人のコントロールを回避しようとしている」とシュミットはみる³⁷。

上記の裁判所の審理は、実は、斯かる隣人の非難の視線、及び夫 Heinrich Moll が妻 Anna Mol の行為を止めさせることが出来ないと判断した運搬屋 Anton が裁判所に彼女の姦通を知らせたと推測されている。裁判所は Anna Mol について拘留刑を決定した。1588年8月2日、10日間の拘留で「真剣に懺悔を促され、帰宅を許された。」³⁸

そろそろシュミットの解釈に移ろう。(1) 村社会における個人の「私的生活圏 (Privatheit)」は「出来るだけ狭く限界づけられている」。(2) その「私的生活圏」に対する「^{ドルフアウゲン}村民の眼」は光っていた。(3) Landgemeinde には「私的生活圏」に対する「村民の眼」という共同社会関係が成り立っており、例えば隣人たちの非難の眼で Anna Mol の行動を規制する空間=圏が「道徳的公共性 (eine moralische Öffentlichkeit)」と意味づけられている。(4) 裁判所は、Anna Mol の姦通を規制する「最終機関」となる³⁹。この点についてはさらに説明が必要である。以上の(1)–(4)は「農村社会の自己調整」機能であるとみ、国家による社会的規律化ではない。シュミットは斯かる機能をエストライヒの社会的規律化パラダイムにみられる国家指導主義 (Etatismus) 過大視を否定する事例と解釈する⁴⁰。

ところで Der Staat Bern における裁判所は Chorgericht と称される教区宗教裁判所である。コールゲリヒトは教区 (=最下級行政単位) の風紀懲戒 (Sittenzucht) に係わる国家機関であり、裁判長には教区における最高官吏である「お上」=郡長が就く⁴¹。上記の(4)は従って国家機関による風紀裁判を意味しないか。とすると、シュミットの国家指導主義 (Etatismus) 過大視否定には疑問符をつけなければならない。シリングの言い分もここにある⁴²。

[3] シリングのシュミット批判は、さらに、上掲した(1)–(3)にも向けられた。「教区民の自己規制メカニズム (Selbstregulierungsmechanismen) の作用は仮定次元に留まり、実証されていない」とかなり手厳しい⁴³。シリングはその自己規制メカニズムをエムデンの長老会に認め、これがまたシュミットの批判を呼んだことは既述した。

結局、共同体=教区民の生活世界が如何なる規範でかつ如何なる仕組みで規制されていくのか、とくにその仕組みの解明が常に研究史の最前線に横たわっているといえる。私は、その解明にとって必要な視点を第2章で提示したように、かかる私的生活圏と公的生活圏の分離が教区民と長老会ないし教区裁判所に観念され、後者の公的生活圏こそが教区民に共有されるべき規範及びポリツァイが及ぶ意味空間ないし具体的な場として意識されているか、この視点が分析方法上必要であると考えている。

シュミットの Anna Mol 事件から得られた解釈 — 村社会における個人の「私的生活圏」は「出来るだけ狭く限界づけられている」。「私的生活圏」に対する「村民の眼」は光っていた — は、確かに、教区民の日常性における相互監視の仕組みの存在を浮かび上がらせている。しかし、問題は、斯かる教区民の日常性における相互監視の仕

組みが教区裁判所（国家機関）による規制を求めざるをえなくなったことへの着目とその理解である。またシリングにあっても、長老会による性の規制強化が長老会自体の官僚化の産物であったとする考察は、エムデンの教区における規律化は長老会の官僚化を不可欠としたとも読みとれるであろう。

教区裁判所による規制を求めざるをえなくなったこと、及び長老会の官僚化を不可欠としたこと、いずれも教区民の私的な日常性の直中に教区裁判と長老会が入り込み、教区民に共通の行動の型を求めた。長老会及び教区裁判所の機能強化は教区民の私的生活圈から公的生活圈を分離し、後者の規制を強化した。

それでは、私的生活圈と公的生活圈は近代においても依然として教区内の信仰体制化のもとで分離－規制され続けたのか。シュミットは、Der Staat Bern^{.....}における村落共同体＝教区＝行政の最小単位における上記(1)－(4)は、「キリスト教に鼓舞された（村落共同体の）自己規制」であり「国家による社会的規律化でない」と断り、続けてこれが「18世紀の初頭に、旧システムの一部として姿を消す」と締めくくっている⁴⁴。この後を追うことが第2章の課題となる。

註

- 1 差し当たりゲルハルト・エストライヒ「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年、245-258頁、阪口修平「西ドイツにおける絶対主義研究の問題点について」『史学研究』第11号(1972)、221-227頁を参照。
- 2 千葉徳夫「中世後期・近世ドイツにおける都市・農村共同体と社会的規律化」『法律論叢』明治大学、第67巻第4・5・6号(1995.2)468-469頁。
- 3 千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」『法律論叢』明治大学、第67巻第2・3号(1995.1)491頁では「宗派体制化」、塚本恵美子「16世紀後半ブランデンブルク選定侯領における「信仰統一化」-教会巡察を中心に-」『西洋史学』CLXXI, 1993年、18頁では「信仰統一化」とそれぞれ訳されている。
- 4 千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」492頁、塚本恵美子「16世紀後半ブランデンブルク選定侯領における「信仰統一化」-教会巡察を中心に-」18-19頁も参照されたい。
- 5 わが国の代表的な研究は、永田諒一「宗教改革時代におけるカトリックの教会巡察」『ルター研究』6、増井三夫「教区における社会的規律化空間-教区査察による公的生活圏の創出-」上越教育大学紀要第13巻第2号、塚本恵美子「16世紀後半ブランデンブルク選定侯領における「信仰統一化」-教会巡察を中心に-」、千葉徳夫「17世紀ゴータ侯国におけるお上と教育-絶対主義時代におけるドイツ小領邦の一断面-」『法律論叢』第63巻第4・5号である。
- 6 千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」499頁。
- 7 千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」499-500頁。
- 8 千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」500頁。
- 9 千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」498頁。
- 10 千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」497頁。
- 11 塚本恵美子「16世紀後半ブランデンブルク選定侯領における「信仰統一化」-教会巡察を中心に-」20頁。
- 12 塚本恵美子「16世紀後半ブランデンブルク選定侯領における「信仰統一化」-教会巡察を中心に-」20、24頁。
- 13 以上は、塚本恵美子「16世紀後半ブランデンブルク選定侯領における「信仰統一化」-教会巡察を中心に-」31頁。
- 14 塚本恵美子「16世紀後半ブランデンブルク選定侯領における「信仰統一化」-教会巡察を中心に-」32頁。
- 15 塚本栄美子「ドイツ宗教改革の浸透」と臣民形成-「信仰統一化」をめぐる研究動向を中心に-待兼山論叢史学篇、大阪大学文学部第27号1993年、99頁。
- 16 Marc Raeff, *The Well-Ordered Police State. Social and Institutional Change through Law in the Germanies and Russia 1600-1800*. Yale University Press, 1983, P.5.
- 17 Marc Raeff, *op. cit.*, P.5.
- 18 Marc Raeff, *op. cit.*, P.25.
- 19 Marc Raeff, *op. cit.*, P.27.
- 20 Marc Raeff, *op. cit.*, P.35.
- 21 Marc Raeff, *op. cit.*, P.37.

- 22 *Ebenda*
- 23 Marc Raeff, *op. cit.*, P.53.
- 24 Marc Raeff, *op. cit.*, P.56.
- 25 Marc Raeff, *op. cit.*, P.60.
- 26 Marc Raeff, *op. cit.*, P.61.
- 27 Marc Raeff, *op. cit.*, P.77.
- 28 Marc Raeff, *op. cit.*, P.78.
- 29 Marc Raeff, *op. cit.*, P.83.
- 30 増井前掲書 227 頁で三王来朝祭での該当事例を紹介している。
- 31 Marc Raeff, *op. cit.*, P.86.
- 32 H.Schilling, *Südenzucht und Frühneuzeitliche Sozialdisziplinierung. Die calvinistische Presbyteriale Kirchezucht im Emden von 16. bis 19. Jahrhundert.* In: Georg Schmidt (Hrsg.), *Stände und Gesellschaft im Alten Reich.* Stuttgart, 1989. S.301-302.
- 33 H.Schilling, *op. cit.*, S.302.
- 34 H.R.Schmidt, *Dorf und Religion. Reformierte Sittenzucht in Berner Landgemeinden der Frühen Neuzeit.* Stuttgart, Jena, New York, 1997. S.174.
- 35 H.R.Schmidt, *op. cit.*, S.70.
- 36 H.R.Schmidt, *op. cit.*, S.317.
- 37 H.R.Schmidt, *op. cit.*, S.318.
- 38 H.R.Schmidt, *op. cit.*, S.319.
- 39 H.R.Schmidt, *op. cit.*, S.320.
- 40 H.R.Schmidt, *Disziplinierung oder „Selbstregulierung der Untertanen“?* In: *Historische Zeitschrift*, Bd., 264, 1997.
- 41 H.R.Schmidt, *Dorf und Religion.* S.45-59.
- 42 H.Schilling, *Heinrich Schumidt, Dorf und Religion. Reformierte Sittenzucht in Berner Landgemeinde der Frühen Neuzeit.* In: *Historische Zeitschrift*, Bd., 264, Heft 3, 1997. S.686.
- 43 *Ebenda*
- 44 H.R.Schmidt, *Dorf und Religion.* S.376.

第2章 プロイセン州に於ける教区—学区の規律化

第1節 1826年度プロイセン州知事行政年次報告

〔1〕ここでは未刊行「1826年度東西プロイセン及びリタウエン行政機関の年次報告に係わるプロイセン州知事文書」から特に規律化の対象となる事項について史料紹介をしておきたい。文書は、(1)「1826年度マリーンヴェルダール県庁に係わる行政・財政・警察年次報告」、(2)「1826年度宗務・学務・医務省年次報告」から編成され、さらに(1)は「A. 警察行政 (Polizai=Verwaltung)」、「B. 自治体行政 (Communal Verwaltung)」、「C. 自治体施設の行政」、(2)は「I. 福音派教会制度」、「II. カトリック派教会制度」、「III. 民衆学校制度」の大項目から構成されている¹。以下ではこの大項目順に報告事項を摘記していくことにする。

A. 警察行政 II. 治安警察 高等ラント裁判所扱い犯罪。昨年犯罪審理件数は217件増加する。窃盗、詐欺、お上への反抗、放火が際だっている。風紀の大きな退廃の徴である。風紀退廃の典型例。1. 1826年9月、商人宅にグラウデンツの司教が押し込み強盗にはいり多数の物品を窃盗した。その実行者は警察官コブッシュとシュテファンツの活躍で逮捕され、処罰のために裁判所へ送られた。2. 1826年10月3/4日の夜、トゥームからマリーンヴェルダールの街道で郵便車の強奪発生。犯人は当地の市民と警察官の適切な追跡で発見され、グラウデンツの刑務所で刑に服している。3. 4件の放火。実行犯は全て未成年—その中に被害者の一人、12歳の少女がいた—。警察署と警察官の行為と警戒に対して殆ど不満は寄せられていない。むしろ3名の警察官の職務遂行に褒賞金が贈られた。一方都市ガルンゼーの監獄から多数が脱走した。その原因は、監守の責任、監獄の警備体制の不備にある。斯かる不備は改善され、監守は処罰された。2月のラント査察でさらに若干名の監守が解任された。

III. 衛生状態 天然痘がコニッツ他4都市1郡の多数の地区で発生。罹患者の多数は成人、その成人は早期の予防接種が実施される前の人たちであった。伝染は32世帯に広がった都市以外流行せず、病状はどこでも非常に和らぎかつ良くなったので、死の苦痛は殆ど消えている。天然痘が発生している全てのとこ

るでは速やかに予防接種を行うことによって、直ちにガードが張られた。性病（昨年までは継続して減少）がポーランド国境とヴァイヒゼル川沿いの地区で発生。昨年度は州立病院で30人が軽くなったので退院した。悪性の流行性の神経性熱病が12月にシュロタウス郡の3地区に拡がり、さらに9隣接地区へ拡大した。罹患者は571人、内死者は91人。県庁の報告によると終息が近い。原因は、健康によい食料の不足と、トゥフラウス村で大火災が発生し、狭いところでの共同生活。

天然痘の予防接種は昨年以降以下の結果を得ている。予防接種件数は20,926人、内成人は173人、20,753人は14歳以下の子供。（接種を受けた者に与える）報奨金は今年度廃止。報奨金に代わる何らかの配慮は必要。国の側からの助成金（=褒賞金）なしに、低い文化状況のもとで斯かる予防接種を実施しても誰も来ない恐れがある。今日の経験にもとづくと、ヨーロッパの殆どの国を恐怖に陥れた天然痘の蔓延を防止するには、強制手段では不十分。県庁は、今日の状況下で且つ無教育な民衆階層が予防接種の必要性を洞察するまで、これを実施する義務から逃れられないと益々確信を深めている。しかし斯かる国家助成をすぐに報奨金として予防接種を受ける者に与えることは適切であると思われる。貧困と、予防接種に消極的な共同体のもとで、有料化は接種の達成を困難にする。

B. 自治体行政

当県には45都市を擁する。28都市は旧ラントで、都市条例にもとづいている。17都市は再併合したラントで、ワルシャワ公国政府の1809年2月23日都市・農村条例にもとづいている。同一県に於ける上記の相異なる行政状況は、国家の行政原則の一貫性と統一性の欠如のみならず世論への作用にとっても不十分であり、さらに次の如くの欠陥を引き起こしている。即ち、ワルシャワ公国自治体条例のもとにあるべき国家制度がもはや存在せず、且つそれ故に斯かる条例のもとにあつて恣意と不安定がいつでも現れる状態にある。二つの自治体条例を比較した結果は次の如くである。

県の大都市 — 住民の比較的高い教養層のもとで自治体精神^{グマインズイン}が形成されており、共同体の事柄への積極的な参加が生まれている。都市条例が明らかなように決定的に優れた点を有している。何故ならば、ワルシャワ公国の立法によって市長に付与された権限のもとで、彼の人格が極めて大きく作用する。都市クルムでは市長の偏狭と無気力が市政を妨げている。小都市、なかでもクルム地方の多数の小都市は、住民の教育水準からみて、並びに生業の状態の故に都市の名に値しない、且つドイツのドルフ及

びマルクトフレッケンよりも多くの点で劣っている。斯かる小都市の殆どは都市条例によって与えられた自立的行政 (selbständige Verwaltung) を未だ身につけていない。斯かるマイナスはここ数年を経れば完全に払拭されることが出来る。以上に反して旧ラントの都市では都市条例にもとづいて市民層が自治体行政に直接参加している。またこれらの都市では市長とラント議会議員との間に極めて良好な関係が維持されており、このことによって特に学校制度に関して確かに非常に多くの成果が得られている。

農村地帯 — 自治体行政は殆どこのところで村長的手中に握られている。村長は、御料地にあつてはベアムテ及びインテンダント、貴族領においては郡長によって統制されている。通常2名の陪審員か判事補が行政に参加する。このことは現実に読むこと及び書くことに精通した住民が存在する地域でのみ現れている。当県では残念ながら斯かる能力を有した村長を殆ど欠いているので、ドイツ人居住地帯でのみ、希にポーランド人居住地帯で、自治体行政は法律にもとづいて実行されているにすぎない。全く同じ理由からワルシャワ公国政府によって与えられたポーランド人居住地帯への農村共同体条例の導入は全く実現をみていない。農村地帯への有効な学校教育の普及によって、徐々に、農村地帯に於ける有効な農村共同体行政を阻止している障害がうまく取り除かれていくであろう。

これに対して文明化された農村地帯においてさえも、自治体行政に係る適切な法律を欠いている。このことは、グーツヘルと住民との関係が一般ラント法の適用外に置かれていたが故に、必然的な結果である。自治体条例は、当州の農村共同体に自治体精神を喚起し・形成するためにの最も有効な手段とみなされ、ことに学校制度を促進することによって非常にうまい両者の相互作用を促すであろう。

C. 自治体施設の行政

グラウデンツの矯正施設 (die Korrekptions Anstalt) 及び
関連施設。矯正施設の行政体制は、1821年10月17日の政令にもとづいて、州ラント議会の統制に与ったことにより根本的に変わった。第1回ラント議会の決定に従い、昨年、施設の特別監査が議会専門委員会によって実施された。たとえ監査によって本質的な改革ができなくとも、斯かる監査制度はラント議会の信用を確かなものにし、同時に施設の繁栄に貢献できる意見の交流を促進するものである。

刑務所は労働能力のある人たちを収容し、矯正施設は通常身体的且つ道徳的な能力を喪失しそして墮落した人たちを収容している。ゲクルツのラント病院は治癒不能な

病人を収容している。ここへの監査は郡医務官と郡役所書記官があたる。入院患者は1826年末で50人である。矯正施設の特別室のいわゆる施設学校ハウス・シューレが設置されている。(設置理由) 犯罪者の日々の表情から必ずみえてくる道徳的感情の弛緩は矯正施設ではこれまで改善されてこなかった。

〔2〕マリーエンヴェルダール県に於ける警察行政、自治体行政及び自治体施設の行政報告からみえてくる事柄は以下の4点である。第1に、警察制度が住民の治安と風紀を取り締まっていること、第2に、衛生行政についても、天然痘及び神経性熱病といった伝染病について住民全体に予防接種を行う体制を組める状況にあったこと — しかし、予防接種の矯正はいまだ無教育階層では阻まれていた —、第3に、都市及び農村共同体に自治制度を導入し、住民の行政への参加を法制化しているが、無教育階層では成果をあげていない、第4に、犯罪者及び道徳的・身体的虚弱者は施設に収容されている。これら4点から窺える住民生活の状況は、伝染病といった他の住民にも生死を分ける病気には行政の強制(予防接種)が住民の嫌だという感情的世界にまで行使される、しかし伝統的な経験世界(無教育階層)には強制ではなく報奨金によって接種を動機づけざるを得なかったことから推測されるように、行政は住民の私生活圏に在る非合理性についても必要に応じてシステムへ動員する体制にあった。その一方で、都市・農村共同体に自治を与え、ここへの参加を促しているが、無教育階層は斯かる行政参加を受け容れておらず、彼らの私生活圏と行政との溝は依然として深いことが読みとれる。そしてその溝をうめる契機が学校教育に期待されていたことも随所に言及されている。それでは教会・学校事項に係わる報告についても以下摘記してみよう。

昨年来以下の教会が新設された。教区 H.Crone — 教会が
1. 福音派教会制度 倒壊。パトロンは国王陛下。建設費用 5,500 ライヒスターラーを承認される。教区民の負担は 1,692 ライヒスターラー。都市 Schloppe — パトロンは都市参次会。倒壊教会改築に 3,000 ライヒスターラーを国王より下賜される。都市教区民の負担は 1,817 ライヒスターラー。都市 Schlochau — 此まで福音派教会が存在しなかった。国王陛下は都市教区の求めに応じて 10,000 ライヒスターラーの下賜金の他に無償の木材を供与。さらにパトロンに、牧師への贈与金に毎年 100 ライヒスターラーの助成金を国庫から支出。都市 Barwalde 教区 — 牧師の死後 Schlochau 教会の支教会。当教区は新教会の建設によって牧師所在地として新たな教会システムの中心

地。都市 Neumark (Lochau の支教会) — 国王陛下の下賜金 2,000 ライヒスターラーで福音派礼拝堂を新設。都市 Lautenburg — 東プロイセン Soldau 近傍の Heinrichsdorf 教会の牧師が全 6 週間礼拝を執り行っていた。国王陛下の下賜金 2,000 ライヒスターラーで福音派礼拝堂の新築に着手。

今年度着工予定の新設教会。Conitz 郡北部に全く新たな教会システム (eines ganz neues Kirchen System) を設置する。当郡は年々福音派信徒が増加しているが、教会所在教区に組み入れられていない住民が 800 人以上を数え、どこの福音派教会からも 3 ~ 4 マイル離れており、当郡では自前の教会を持ちたい要求が極めて強い。斯かる計画の実行は、大多数が有産の福音派信徒の賞賛に値する情熱によって、特に Parke のグーツヘル Bogen の申し出によって決定的に促進された。Culm 郡 Ontrometzko のグーツヘル Sch. nborn 氏は既に説明した如く、彼の土地と周辺において、最も近い福音派教会から 2 1/2 ~ 3 マイル離れ、それ故に Brokmborg 県にあるヴァイヒゼル川を挟んで位置する Eordon 教会で大多数が客となって参拝している福音派信徒を支援していた。彼ら福音派信徒たちは自前の費用で今年教会を建設する予定である。この教会は Eordon 教会の支教会となる。都市 Elatow — 国王陛下は、御料地 Elatow のグーツヘルとして、福音派教会の新設を命じられた。当市の多数の福音派信徒たちの非常に強い要望に応えた。Elatow の現教会は老朽化し且つ手狭になり、教区民を収容できなくなっている。都市 Strasburg — ここでは旧福音派礼拝堂が長期にわたり老朽化し、このために非常に多数の教区民は礼拝を劣悪な形で、年来、学校で行っている。教区民は、その成員数に相応しい自前の教会を持ちたいという熱心な努力を傾けている。国王陛下は都市のすぐ近くにある修道院教会を贈与する。これにカトリック派聖職者側は強く反対。宗務・学務・医務省は難しさを認める。当市ではこれまでカトリック・福音両派の教区が共存していた。福音派教区は、修道院教会が都市部からかなり離れていることに難色を示し、都市内に教会新設を申請。その費用は市民からの寄付金を寄せ集めても少額。その不足分に、死亡した市民の相続税 20,000 ~ 30,000 ライヒスターラーの一部を充てる許可を国に期待する。県庁がこれを宗務・学務・医務省に報告。

マリーンヴェルダール県に於ける福音派聖職者の生活態度と公務執行状況 — 昨年度は劣っている事実は出されていない。職務遂行意欲 (Amtseifer)、特に学校制度に係わる実際的な配慮が、多数の聖職者のもとで、特に監督兼視学官のもとで、生き甲斐をもってなされている。聖職者の間では、学問的努力が以前にも益して広がっているよ

うに思われる。殆どの監督官が参加している、最も重要な神学雑誌の教授サークルがこれを証明している。遺憾なことは、本県の多数の聖職者の収入が少ないか或いは年々減額されていることである。しかしながら斯かる収入不足は極めて限られたケースである。宗務・学務・医務省から県庁へ渡された一時金とラント議会からの助成金によって若干改善される。

福音派聖職者が教区の風紀と信仰にどの程度有効に働いていたか — 福音派と他宗派が混在している当県の共同体については（有効に働いていたとする）信頼ある説明はない。しかしながら監督官による教会査察は殆どところで喜ばしい結果を示している。教会出席は増加している。堅信礼を受ける子どもたちの良好な審査結果が増えている。司教の正しい認識が成人世代に拡がっていく傾向にある。

II. カトリック派教会制度

昨年度の新築は Pol. Broze の教会一件。国王パトロン基金と教区からの出資。今年度の建設着手は Dt. Crone 郡 Tippno. Rohe, Stabitz, Breitendtein の教会。いずれも国王がパトロン。都市 Marienwerder — カトリック派教会の建設は国王陛下によって承認される。廃止されたクルムのベネディクト派女子修道院の資産から 12,000 ライヒスターラーを充てる。しかしこの資金の使用について法律上の決着がまだついていないので、建設は延長される。Schwetz 郡の Pol. Lonk の教会建設 — 資金不足及び多数のカトリック派教会にかこまれ、Trzyczersk, Schochatow の両教会から半マイル離れているだけであるので、建設は撤回。Pol. Lonk 共同体自身は、郡長をつうじて、教会建設の廃止と、隣接教区に統合されることを提案。Tohlochaus 郡 Baldenburg 共同体の教会建設撤回 — 1796 年以降老朽。しかしカトリック派信徒が減少している。Wittfelde 共同体の教会建設撤回 — 教会は壊れている状態。10 年以上礼拝は行われていない。しかし現在カトリック派信徒は皆無。自前の教区は不必要。さらに建設経費の調達不可能。Baldenburg 共同体と Wittfelde 共同に教会を建設する費用を Grabau の支教会建設に振り向けて、さらに Graben と Elaetendtein のカトリック派教区をも Grabau に統合する。審議結果は宗務・学務・医務省へ回された。Todgurcz 教区 — 自前の主任司祭を維持できず、以前 Bromberg 県の Orlow と統合していた。今度は Neu Grabia と統合し、壊れた教会に代わって修道院教会を使用する。統合案は州知事に付議された。

カトリック派聖職者の生活態度と職務遂行の調査結果 — Elätow 教区の Droszewski 牧師。職務違反、淫らで不道德な生活態度。証拠は司教区宗務官のもとに審理のため

に置かれている。Tokszydow 教区の牧師 Pyslinski と Kuitkowski 教区の牧師 Kruszyn。だらしない生活態度と酩酊。Strasburg の郡長は近々審理を行うことを約束。Tryszursk 教区の牧師 v. Wysacki。教会金庫の現金の使い込みと酩酊。王室上級ラント裁判所で審理される。Guurszno 教区の史跡司祭兼視学官。酩酊と職務怠慢。Strasburg の郡長が審理を委ねられる。El. ctenstim 教区の牧師 Splittstascher。職務時間に故意に遅れる。審理は王立上級ラント裁判所で行われた。

カトリック派聖職者の知性と道徳性 — 若干の賞賛すべき例外を除けば無し。殆どの聖職者は知識を欠き、粗野、学校での民衆陶冶に消極的、悪習に耽っている。

カトリック派聖職者が教区民に及ぼす影響 — 言及できない。カトリック派聖職者をきちんと養成する施設、特に大学での修学を促進し、斯かる悲しむべき状況を解消することは急務。

III. 民衆学校制度

初等学校の新設。農村において全体で 10 校。都市 Goldub では 1 校。学校施設の新設費用。大方は共同体の負担。多くのケースで校舎建築助成・教員給与助成は県の学校維持基金より拠出。さらに今年度 12 校で新設中。費用の殆どを学校拡充基金の半分で充てる。都市 Conitz で、都市の費用で 1 学級増設。多数の学校新設にもかかわらず、学校新設は多くの地区で非常に差し迫っている。新設の進捗状況は遅い。その理由の第 1 は学校を欠いている地区において斯かる新設費用を共同体が負担できないこと、第 2 は、適任とする教師候補者を欠いていることである。

既設校の状況と成果について — 望むべき成果は殆どの学校で未だ達成されていない。優良校は Marienwerder, Graudenz, Thorn, Conitz, Schlochaw, Riehenburg, Neumark, Goldup, Nammerstein, Fctrow, Culm の都市学校で有能な教師を擁している。農村地帯では以下の視学区 (Schulinspections Bezirke) の学校が優れている。説教師 Hoebler 担当 Marienburg 視学区 (Martienburg)、宗務官 Roeckner 担当視学区 (Marienwerder)、監督 Fackstein 担当視学区 (Bischofwerder)、視学 Dielrich 視学区 (Graudenz)、視学 Winter 視学区 (Schwetz)。最も劣悪な学校は、カトリック派視学区の学校である。

民衆学校の立場が一般的に不利である主要な原因 — 1. 有能且つ基本的な教育を受けた教師の欠如。農村に学校を普及した最初の年に無資格者を多数臨時に任用する必要があった。何故ならば、当州の教員養成所が必要教師数を養成していないからである。そのために、例えば昨年度でみれば 43 の採用者中、32 人は養成所の修了者、11

人は臨時任用の更新者であった。現在の状況は次のとおりである。福音派教員 533 人、内正規任用 266 人、臨時任用 267 人、カトリック派教員 315 人、内正規任用 107 人、臨時任用 208 人。斯かる不均衡は、カトリック派学校で際だっている。ここでは有能な男性教師を殆ど欠いている。2. 聖職者、特にカトリック派聖職者が教師を監督することは僅少。その主な理由。カトリック派聖職者が適切な教授法、まともな^{シュールツフト}訓育法について熟知していない。教師はそのために自己流に徹し、相変わらずのだらだらした職務態度を続け、さらにだらしない生活態度に陥っている。もっとも重大な障害は、宗派と言語の違いが、将来の学校教師の養成のみならず、適切な教授法と学校規律の普及に困難を生じさせている。3. 多数のカトリック派聖職者は、目的な適った教授法と訓育法の普及に対して、政治的且つ宗派上の理由から強く抵抗。多数のカトリック聖職者は、ドイツ語による指導を大変嫌悪し、子どもの両親を、当県で広まっている誤った信仰(ドイツ語がカトリック派に敵対している)に抑え込んでいる。その結果、名前が、無教育の民衆階層の言語慣行にあつて、ドイツ福音派、ポーランドカトリック派と署名されることになった。

就学状況 — 当州の多くの地方で、特に夏季間殆ど休学状態。4月から5～6ヶ月間全く授業ができない学校も希ではない。これに対して断絶なしに年間をとおして授業が継続している多数の農村学校が存在している。学校理事会は全体としてその職務に対する情熱に乏しい。

農村地帯に於ける学校 — 殆どの学校で、最低必要な教材及び特に適切な教科書を欠いている。その調達。殆ど両親の貧窮故に、及び一部学校理事会と且つ学校を監督する聖職者の怠慢と無関心故に、困難に晒されている。特にマイナスなのは、結局、グーツヘルシャフトと、その区域に於ける(学校支援に係わる)法律上の規定が欠如。グーツヘルシャフト区域では所有の調整が農民と領主との関係を完全に變えてきた。その結果、学校の新設並びに既設の学校維持もしばしば大きな障害に立ち向かわなければならない。且つグーツヘルシャフトの、調整によって生じた義務遂行に領主らは否定的。これらが、学校がその本来の目的を達成することに、マイナスに作用している。県は、民衆学校のかかる障害に対処することに努め、その行政にあたって、新設よりも既設の学校を基本的に改善することが重要であるとする基本問題から出発する。〔3〕教会制度についてみると福音派教会の新設が目を引く。その地理的な設置基準をみると、教会から3～4マイルに同心円上に拡がるが区域が1教区を構成している

ことがわかる。このことは既に指摘したことである。そしてこのことと関わって、教区に統合された村落さえもが支教会を自前で建設することを切望していたことである。何故に共同体は自前の教会を熱望するのか。年次報告を読み進めていくなかでこの問いを発せざるをえないほどであった。これに比してカトリック派教会に対する評価は極めて低い。同教区民がプロイセン州の行政によって監督されることを忌避しさらに抵抗していることが報告の文面から伝わってくる。行政に評価されると反対の世界は無教養で粗野で悪習が支配する生活世界であるという認識は強烈である。

このことは 1835 年度の未刊行「東西プロイセン及びリタウエンの行政機関年次報告」²でもはっきりと窺われる。ここでは農業経営の進歩を妨げる要因として、農民の「旧習と偏見」が挙げられている。これに関わる報告例をいくつか紹介しておきたい。「三圃制が維持されている限り、厩内飼養及び経営改善は考量され得ない」「農夫を注意の喚起と指導によって経営改良（5輪作と家畜番廃止）へ促す努力は徒労に終わった。」「農夫は同じ手段のもとでのみ事例に従うことが可能であるので、従って農夫の手許にこの経営改良に関する理解可能な印刷物を与えても役に立たないし、また指導といった方法を嫌う偏見も変えようがないほど強い。」「農業経営改善を実施するためには農民土地所有者の知性が欠如している、従って偏見と伝統的経営方法への執着を根絶することは非常に困難な課題である。」

従って、「農民たちの伝統的な生活慣行である酒場での飲酒を制約」することが「良俗への本質的な一歩」と認識されている。「農民たちの伝統的な生活慣行」は 19 世紀の 20/30 年代において、行政の力が直接に及ばない世界であった。行政当局がこの限界を認識したことは、逆に、農民の意識に、彼らの日常性に公的生活圏の存在を大きくクローズアップさせたといつてよい。

さて、斯かる農民の日常性に教会の存在は如何なる意味をもったのか。残念ながら行政年次報告はこれ以上を語っていない。それでは民衆学校制度報告はどうか。

農村地帯における民衆学校の新設は福音派であっても教会新設に比べるとかなり少ない。しかし斯かる新設の必要性は喫緊の課題であるとの認識は表明されているが、残念ながら費用と有資格教員の確保がこれを阻んでいた。それにもかかわらず、福音派学校では年間を通じた就学＝授業が実施されている。民衆学校の場でもカトリック派聖職者の、行政に対する拒否的対応は貫かれていた。それにもかかわらず福音派学校は教会とともにその数に限定しても、プロイセン州の農村社会における農民の日常

性の中に着実に増加している。このことは同時に、繰り返すように、農民の生活世界が否応なしに学区－教区という新たな公的枠組に編入されることをも意味していた。このことは斯かる生活世界に如何なる意味を付与することになったのか。それにアプローチするにはもはや教会・学校査察文書が不可欠である。

第2節 プロイセン州福音派教会 - 学校査察

〔1〕プロイセンにおける教会-学校査察規程は1710年の「一般査察勅令」をもって嚆矢とする。査察の基本的性格が教区-学区に対する国の地方機関であることは1653年の領邦議会協定第4条以来変わらない。従って、教区-学区レベルの考察には査察文書は決定的な第1次史料である。しかしながら、斯かる文書にもとづいた18世紀に関わる査察の研究成果は、拙書『プロイセン近代公教育成立史研究』を入れても極めて限られている。本節で扱う19世紀についてみても事情はそれほど好転していない。その最大の理由はやはり査察文書が殆ど未刊行でしかもドイツ文字の手書きとなっているために、容易の利用が阻まれているからである。

さて、前節で言及したように、教会-学校関係年次報告では教区と学区の具体的な記述に乏しい。これを補うには査察文書が不可欠である。しかしながら、遺憾ながら3月前期におけるプロイセン州の査察文書を入手することができず、ラテン文字に起こされた刊行史料集 *Die evangelischen General-Kirchen-und Schulvisitationen in Ost-und Westpreuß 1853 bis 1944* (1970) を使用せざるをえなくなった。そこで、同書で収集された文書の年代を利用するために、同州の監督区 (Diözese) を特定し、それを1854年→1887年→1930年と追い、変化の特徴を読み取ってみたい。特定される監督区は、プロイセン州で比較的記載内容が豊富な Gumbinen を選んだ。但し、1853/1854年についてはさらに数監督区を挙げてみる。

〔2〕Heiligenbeil 監督区査察 (1853年6月12日~24日)³。[査察対象教会等] 17共同体、2都市教会と15農村教会、15学校 (約80クラス)、[査察目的] 教区における教会生活の実態調査と改善策の検討、[査察委員会 Visitations Kommission の設置] 第1部会 (本拠地 Heiligenbeil) 構成員-州総監督 Dr.Sartorius (部会長)、宗務官 Hohenfeldt、牧師 Blech、監督 Wißelinck。査察教区-8教区 (名称略)。第2部会 (本拠地 Zinten) 構成員-教会総代・宗務官 Weiß (部会長)、上級県庁参事 Krossa、牧師 Volkening、監督 Vollmann。査察共同体-7共同体 (名称略)。
[査察初日] 午前一朝、査察する教会へ赴く。部会長が祭壇から査察の方針を示す→教区牧師の説教→堅信受礼資格児童及び堅信受礼児童の紹介と審査→査察委員の1人が信仰心を喚起する講話と祈りをもって解散。午後-2時、学校査察 (通常教区聖職者が査察開始を説明) →

査察委員の1人が子ども、教師及び両親に対して強く訴えかける講話と祈りをもって終了。夜一通常全ての教区で査察委員が礼拝を執り行う。[査察2日目]午前一朝の説教(教区聖職者と査察委員が23回行う)→信仰心を覚醒する短い説話。[監査業務]会計監査、管理簿監査、教会台帳監査、学校監査、病院監査、拘置所監査。[審議]次の関係者と審議する一共同体理事、教会理事、教師、学校理事。

[教会査察評価]全事業は良好(全査察委員一致)一全ての教会が荘重に装飾されている・共同体の全住民、生徒、若者が教区の教会権威に感動している・全員が正装している・多数の教区において丸一日仕事は、或いは少なくとも夕方(の)時間、説教を聴くために休みとされている・多数の領主たちは査察委員に対して、丁重に客をもてなす如くに、門を開けた(原則として査察委員は牧師館に宿泊しない)・全ての教会は会衆で一杯である・時折溢れている・牧師 Volkening が説教した教区の一部で、救済を希求する会衆が教会から教会へと斯かる牧師を追った・その結果一時その会衆たちは教会の開いた窓の外に立つ程であった・牧師 Volkman 及び査察委員で牧師の Blech と Volkening の晩拝説教(Abendprediger)は特に感動的で信仰心を喚起した。

[学校査察評価]23日、Bladiouの教会に郡の全教員が集合(70~80人参加)。賛美歌斉唱と祈りの後で宗務官 Weiß は査察委員会を代表して参集した教師に、宗教教授は素晴らしい成果を上げていると、賞賛した・上級県庁参事 Krossa は特に番人便の子どもの就学について学校理事会に要望する・Krossa は成果を上げた学校と教会の関係者を紹介・Krossa は全参集者を代表して、我らの国王と主、そして王室のために祈った・最後に監督 Weißelink が郡視学として、参集した教師を代表して、査察の評価に対して喜びと感謝、次いで「学校は未来に欠かせない、未来は益々学校無くして何も為し得ない、と考えている人たちと共に歩む」主張こそが正しいと述べた。

[3] Elbing 監督区査察(1853年6月26日~7月6日)⁴。6日間は都市 Elbing 他、5日間は農村共同体に割り当てる。[査察委員会構成員]州総監督 Dr.Sartorius、教会総代・宗務官 Weiß、県庁学務官 Starke、説教師 Volkening、Knak、監督 Eggert、宗務官 Hohenfeldt(最初の5日間のみ)、宗務官 Sieffert(最後の2日間のみ)、州知事 Eichmann(最初の数日、査察委員会の活動視察)。[6月26日査察]都市 Elbing で着手。午前一St.Marien 教会で委員会代表州総監督 Dr.Sartorius 挨拶、Hl.Dreikönig 教会で教会総代・宗務官 Weiß 挨拶→St.Marien 教会で当市の聖職者・監督 Rittersdorf 説教、Hl.Dreikönig 教会で説教師 Jebens 説教→(両教会)正餐式→(両教会)パトロンであ

る都市参事会構成員を査察委員会構成員へ派遣することを紹介。午後一（両教会）説教→新堅信受礼資格児童について、学校でキリスト者として生活するのに必要な予備教育を審査。[6月27日査察] 午前（St. Annen 教会）一州総監督 Dr. Sartorius 挨拶→説教師 Müller の説教→査察委員・説教師 Knak の挨拶。午後（Hl. Leichnam 教会）一説教師 Müller、Salomon が堅信受礼資格児童の審査→教会に隣接する2校の農村学校と教区内の農村学校を査察。[6月28日 - 29日査察] 午前—査察委員全員が都市 Elbing の全学校を査察（学校種略）。午後3時—教会総代・宗務官 Weiß は査察委員会を代表して、St. Marien 教会でもたれた都市初等学校教師会議に出席、州知事も同席→賛美歌斉唱と祈りの後に会議開始→査察委員 Weiß は査察結果を報告する→県庁学務官 Starke が補足する→査察委員 Knak が会議を閉じる。[6月30日 - 7月4日査察] 農村地帯の10教区査察—査察委員会代表 Dr. Sartorius 挨拶→礼拝式、説教の聴衆→新堅信受礼資格児童の審査→学校査察→（午後6時）礼拝。[7月6日最終日] 都市 Elbing の St. Marien 教会の教会会議に、全教区の聖職者が査察委員と一緒に参集→監督 Eggert が式典開会を告げる→査察委員会代表 Dr. Sartorius は使徒行伝 20、28 について講話→教会会議審議において査察委員会代表 Dr. Sartorius は査察結果について報告→査察委員 Weiß は終了を告げる→11時に礼拝→監督 Eggert の説教→説教師 Volkenning による告解式→聖餐式→夜6時、説教師 Volkenning は査察委員会を代表して別れの説教。

[教会査察評価] 査察委員にとって最も興味深かった事項—共同体の外的環境が多様であること・某共同体は平坦な低地は肥沃・某共同体は丘陵の多い、森で覆われた耕地で素晴らしい眺望が利く。最も重要なことは共同体の内面生活（Das innere Leben）が多様であること—何10年来支配してきた精神にもとづいている・某共同体は、閉鎖した内部で家父長制的な、慎ましい習俗を頑なに護っている・某共同体は、虚栄心を充たそうとする贅沢と都市の浪費を真似ており、信仰心と不信仰心が抱き合わせにある。

[学校査察評価] 学校に少なくとも良好な学習意欲がみられる・注目に値する喜ばしい成果を上げている。

[4] Gumbinnen 監督区査察（1854年6月18日～6月23日）⁵。[査察委員会構成員] 州総監督 Dr. Sartorius（査察委員会第1部会長）、宗務官 Weiß（査察委員会第2部会長）、宗務官 Bachmann、Albrecht（Altstadt 教会牧師）、県庁学務官 Bock、県庁学務官試補 Grisard、騎士領主・騎兵大尉 v. Plehwe、説教師 Blech、牧師 Heinrici、監督代理 Thal。

[6月18日査察] Altstadtの教会で、国王列席をえて、査察委員会は特別顕彰を受ける。午前—9時、同教会で、開始の賛美歌が歌われる中で州総監督 Dr.Sartorius が詩篇 11-4 をもって開始のスピーチ→礼拝式の挙行、宗務官 Albrecht の説教→国王出立。午後—4時、多数の堅信受礼資格児童の審査。かなり多数のギムナジウム生徒と堅信を受礼した少女たちも同席する→州総監督 Dr.Sartorius と当教区の牧師でもある宗務官 Albrecht が審査をおこなう→査察委員・説教師 Blech の説教は少年と若者の心を捉えた。夜—7時、礼拝堂で監督代理 Thal の晩拝説教。[6月19日～6月22日査察] 第1部会は Neustadt-Gumbinnen、Nemersdorf、Walterkehmen、Szirgupöhnen の各教会を順に査察。第2部会は Ischdaggen、Niebudszaen、Gerwischkemen、Judszen 教会を順に査察。午前—9時に、部会長の開始のスピーチ→礼拝式、説教→堅信受礼資格児童の審査→査察委員と教会評議会との協議→学校査察・出席を指示された子どもたちは早朝 7/8 時頃に、殆どが両親と一緒に、教会に到着している・木陰で待機(通常1時間)。午後—5時、査察委員の説教。[6月23日査察] 午前—州総監督 Dr.Sartorius が Gumbinnen のギムナジウムを訪問し、教師に聴衆→査察委員は都市初等学校と市民学校を訪問し、教師に聴衆→査察委員全員と教師が参集する式典を開催→宗務官 Bachmann1 が閉会の祈り。

[査察評価]Gumbinnen 監督区に特有な点—(1)ルター派教区と改革派教区が相互に親密に同居している、(2)Gumbinnen-Neustadt とユダヤ人地区の改革派教区に於いて、フランスユグノー派の子孫がリトアニアの民族衣装を身にまとって、この地方のドイツ語方言を使っている。(3)教理問答書、歌唱書、教会慣習が異なっていて、基礎的な宗教心を育成することが特に学校においてしばしば困難になっていることは否定されない。(4)それだけに宗派の固有性を美しく身に着ける及び尊重することが習慣行動になることが弱い。

〔5〕1853/54年における3監督区における査察は、次のような特徴を浮かび上がらせている。査察にあたり教区-学区民が共通の時間と形式で教会に参集し礼拝式—説教を聴く行動を実行していることである。査察はまさしく住民を総動員して査察期間に教会礼拝式と同じ時間と行為を住民にとらせる儀式であったといえる。注目すべきは、1826,1835年の同州行政年次報告で指摘された住民の日常性における旧慣墨守が Heiligenbeil 監督区では殆ど指摘されていないが、Elbing 監督区では明確に言及されていることである。ところで、査察の形式は全ての監督区で同一であるが、その具体的

な実施 - 評価状況（査察文書の充実度）ではかなりの懸隔が見出せる。Heiligenbeil 監督区と Elbing 監督区の差異は際立っている。Gumbinnen 監督区は両者の中間に位置している。査察期間における教区 - 学区住民の同一の形式と時間による行動規制の進展が、19 世紀における教区 - 学区における文化変容と規律化の一面を表現しているように推測される。斯かる推測を携えて、Gumbinnen 監督区の査察を追跡してみたい。

第3節 Gumbinnen 監督区の査察 (1887年/1930年)

〔1〕1887年の査察は5月10日～5月24日に実施された。査察委員会構成員名簿は以下とおりである。州総監督 D.Carus、宗務官 D.v.Hase、監督 Rosseck、牧師 Schubart、Corsepius、Fischer、Schmidt、県庁参事・学務官 Sternkopf、県知事 Steinmann、上級県庁参事 Dodillet、地主 Ritter、Gebauer、Rieder。査察日程については表で整理しておきたい。

表1 5月10日査察日程 (Gumbinnen 査察) ⁶

| 時刻 | 査察業務 | 担当者 |
|-------------|----------------------------|--------------|
| 9:00 | 開始の礼拝→礼拝式 | 監督 Rosseck |
| | 説教 | 州総監督 D.Carus |
| 10:30-12:30 | 都市民衆学校の審査 | |
| | 第I学年 男子 校長 Hökel | 宗務官 D.v.Hase |
| | 第II学年 男子 教師 Steiner | |
| | 第III学年 男子 教師 Brauer | |
| | 第IV学年 男子 教師 Cadjolsky | 牧師 Corsepius |
| | 第V学年 男子 教師 Dill | |
| | 第VI学年 男子 教師 Asmus | |
| | 第I学年 女子 教師 Kordenat | 州総監督 D.Carus |
| | 第II学年 女子 教師 Koschorrek | |
| | 第III学年 女子 教師 Olivier | |
| | 第IV学年 女子 教師 Frl.Wenghoffer | 牧師 Schmidt |
| | 第V学年 女子 教師 Frl.Wenghoffer | |
| | 第VI学年 女子 教師 Koschorrek | |
| 13:00-14:00 | 裁判所付設拘留所査察 (意見交換・協議) | 州総監督 D.Carus |
| | 都市病院訪問 | 牧師 Schubart |

| | | |
|-------------|---------------|--------------|
| 14:00-15:30 | 市民病院訪問 昼休み | |
| 15:30 | 査察委員と監督との会議 | 州総監督 D.Carus |
| 16:00 | 晩拝説教 | 宗務官 D.v.Hase |
| 19:00 | 会議 | |

表2 5月11日 (Gumbinnen、Altstadt ルター派査察) 7

| 時刻 | 査察業務 | 担当者 |
|-------------|--|---|
| 9:00 | 査察礼拝→礼拝式→第1聖職者の説教査察 | 監督 Rosseck |
| 10:30 | 都市と農村の堅信受礼資格児童の審査 ・第1, 2聖職者と担当堅信受礼者との話し合い ・受礼者の家長との話し合い ・区教会評議員との話し合い | 牧師 Schubart 宗務官 D.v.Hase 州総監督 D.Carus |
| 11:30-14:30 | 農村地帯の民衆学校査察 | |
| | 1.Waiwern 校 教師 Kraft | 牧師 Schmidt |
| | 2.Stanait 校 I 学年 教師 Schneider II 学年 教師 (空席) | |
| | 3.Norutschaten 校 I 学年 教師 Warstat II 学年 教師 Corlitz | 学務官 Sternkopf |
| | 4.Willkonen 校 教師 Didwuzus | |
| | 5.Soleiken 校 教師 Jenzowski | |
| | 6.Thuren 校 教師 Göbel | 牧師 Fischer |
| | 7.Kallnen 校 教師 Tunat | |
| | 8.Szaneit 校 教師 Terchler | |
| 14:30 | (昼休み) | |
| 16:30 | 第2聖職者の説教査察 第2聖職者担当堅信受礼者の審査 | 監督 Rosseck 牧師 Schubart |
| 18:00 | 祭壇から査察終了のスピーチ | |

表3 5月12日 (Gumbinnen, Neustadt 改革派査察)⁸

| 時刻 | 査察業務 | 担当者 |
|-------|------------------------------------|--------------|
| 9:00 | 査察礼拝→礼拝式と説教 | 牧師 Schmidt |
| 11:00 | 堅信受礼資格児童の審査 | 牧師 Fischer |
| | 堅信受礼者との話し合い | 監督 Rosseck |
| | 堅信受礼者の家長との話し合い | 宗務官 D.v.Hase |
| 12:00 | 改革派農村地帯の民衆学校査察 | |
| | 1.Nestonkem 校 教師 Grmblat | 牧師 Schubart |
| | 2.Kulligkemen 校 I 学年 教師 Reinhard | |
| | II 学年 教師 Genee | |
| | 3.Pruschisken 校 I 学年 教師 Schlemming | 牧師 Corsepius |
| | II 学年 教師 Neumann | |
| | 4.Sadweiten 校 I 学年 教師 Olivier | |
| | II 学年 教師 Balschun | |
| 14:00 | (昼休み) | |
| 16:00 | Salzburg の病院査察 | 州総監督 D.Carus |
| 18:00 | 晩拝説教 | 牧師 Schmidt |

表4 5月13日 (Gumbinnen の学校査察)⁹

| 時刻 | 査察業務 | 担当者 |
|-------------|-----------------|--------------|
| 8:00-12:00 | ギムナジウムの様々な学年の査察 | 州総監督 D.Carus |
| 14:00 | (昼休み) | |
| 16:00-17:00 | 実業プロギムナジウム査察 | 州総監督 D.Carus |
| 18:00 | 晩拝説教 | 牧師 Fischer |

表5 5月14日 (Gumbinnen の学校査察)¹⁰

| 時刻 | 査察業務 | 担当者 |
|-------------|-----------|--------------|
| 8:00-11:00 | 都市中等女学校査察 | 宗務官 D.v.Hase |
| 11:00-13:00 | 私立学校査察 | 牧師 Schmidt |

| | | |
|-------|---------------|--------------|
| | (昼休み) | |
| 15:00 | 幼児託児所へ挨拶 | 州総監督 D.Carus |
| 16:30 | Daheimの孤児院へ挨拶 | 牧師 Corsepius |

表6 5月15日 (Nemmersdorf 査察) ¹¹

| 時刻 | 査察業務 | 担当者 |
|-------|--|---|
| 9:00 | 査察礼拝→開始の挨拶 礼拝式と説教 (牧師 Christmann) | 州総監督 D.Carus |
| 11:00 | 堅信受礼資格児童の審査 堅信受礼者との話し合い 堅信受礼者の家長との話し合い 共同体教会理事会との会議 | 牧師 Schmidt 牧師 Corsepius 牧師 Schubart |
| | (昼休み) | |
| 14:00 | 民衆学校査察 | |
| | 1.Nemmersdorf 校 I 学年 校長 Annies | 牧師 Corsepius |
| | II 学年 教師 Schneider | |
| | III 学年 教師 F.Neumann | |
| | 2.Kiaulkemen 校 教師 Parchwitz | 牧師 Schmidt |
| | 3.Kollatischken 校 教師 Lußnat | |
| | 4.Gewischken 校 教師 Dubais | |
| | 5.Szublauken 校 教師 Grajetzky | 学務官 Sternkopf |
| | 6.Kieselkennen 校 教師 (空席) | |
| | 7.Krauleidzen 校 教師 Lapp | 牧師 Fischer |
| | 8.Kl.Prusschillen 校 教師 Gubba | |
| | 9.Gr.Datzen 校 教師 Rechenberg | |
| | 10.Adamlauken 校 教師 Dietrichkeit | |
| 18:00 | Kl.Pruschillenの孤児院訪問 | 牧師 Schubart |
| 18:30 | 晩拝説教 | |

〔2〕1887年の査察は表1-4の如く実施された。5月16日から5月24日の査察もほぼこれと変わらない日程で進められているので、ここでの記載は省略しても全体像を描くに問題はない。早速査察結果について眺めてみよう。まず全体評価である。査察委員会は「非常に満足している」と報告している。以下はその根拠となった評価である。(1)「牧師館と教会は凱旋門と装飾で荘重に装飾されていた」、(2)「至る所から参集した多数の共同体住民が神殿に最も美しい装飾を取付けた、かかる住民は深い信仰心を湛えた且つ敬虔な態度で、神の御言葉に傾聴した」、(3)「礼拝への出席は、査察が教区から教区へ進むにつれて増加していた」、(4)「唯一の例外は改革派教区である Gumbinnen の Neustadt であった。ここでは査察礼拝に参集した教区民の数は少なかった」。さらに学校教育についての全体評価も上げておきたい。(1)「全体的にみて、宗教教授の状況に関して、全ての学校においてかなり同一の水準にあり、満足できるものである」、(2)「しかし余り十分でないものは、各学校で羊番の子どもの成績である。この羊番の子どもは当監督区では多数存在する」、(3)「教師は優れており、高い評価を得るに相応しい」¹²。

さて、以上の全体評価を念頭に置きながら、再度表に目を転じてみよう。1853/54年の査察に比べて時間の流れと査察業務が項目別に設定され、さらに関係施設と個人（教区聖職者・教師・堅信受礼資格児童・堅信受礼者・堅信受礼者の家長）に対する査察＝審問が強化されていることに目を奪われる。それではこの後者に対する査察＝審問はどの程度のレベルで行われていたのか。今度は表2と6の査察例でこれを見ておこう。

〔3〕表2は都市 Gumbinnen の Altstadt 教区での査察である。まず教区の概況である。住民数は約7,900人（1/2以上が都市部に居住）。所属村落数は31。聖職者は2名。学校は表を参照。ここでは聖職者2名の査察結果について見ることにする。

第1聖職者は牧師・監督の Rosseck である。(1)在職年数は27年、(2)Gumbinnen 第1学区担当一学校数45校、教師数56人、(3)人物評価—(3.1)主の誠実な奉仕者、(3.2)彼の私的生活並びに公務の全てわたって尊敬と高い評価を得ている、(3.3)彼の偽りのない信仰深さ、神の御国の繁栄に対する燃えるような情熱、教区民に対する牧師としての愛情、どんな人との交わりにも親切である、(3.4)添付された説教は、彼の信仰状況及び心を衝き動かすような真剣さについて、喜ばしい証言となっている、(3.5)話振りには、残念ながら、力強さを欠いている、(3.6)声には迫力がない、(3.7)態度は生き

生きとしている、(3.8)非常に性急で、落ち着きがない、(4)説教—(4.1)早く何かを伝えようとして発する言葉は不快に感じ取られている、(4.2)改革派教区民との軋轢に対して明晰な対応を欠く¹³。

第2聖職者は牧師 Heinrici である。(1)査察説教(テキストは「マルコによる福音書」4,26-29)の評価—(1.1)思考の展開の論理的鋭さに欠ける、(1.2)感動的な表現法に欠ける、(1.3)話し方は単調で眠気をもようさせる、(2)職務状況—(2.1)職務に誠実、(2.2)勤勉に仕事を続け、将来に期待がもてる¹⁴。

さらに続けて Nemmersdorf 教区牧師の査察結果もあげておこう。当教区はラントゲマインデと重なっており、38村(教会所在地から最遠距離は5 1/2k)から構成されている。さて牧師は Dr.Christmann (21歳)である。彼の査察説教(テキストは「ヤコブの第1書簡」5,22-27)のテーマは「どのようにしたら神の御言葉は恵みとなるのだろうか」であった。彼が用意した答えは次のとおりである。「我々が神の御言葉を一所懸命に正しく聴くことによって悔い改めそして信仰に向う時である、我々が完全な律法の中に自由を見とおす時である、我々が信心深くそして楽しい愛の働きの中にあつて全生活態度を清めることを実行する時である。」説教は高い評価を得た。即ち、「説教はテキストに忠実で、実践的であり、宗教心を高揚させ、心に訴えるような暖かい話ぶりで進められた」¹⁵。

3者の説教(一部生活・職務に係る)査察は、瞥見するだけでも明らかとなる程に、詳細に及んでいる。とりわけ Rosseck には彼の人格全体の評価となっている。1887年の査察で目を奪われたものは、堅信受礼資格児童、堅信受礼者及び堅信受礼者の家長に対する審問中の後2者である。前回に堅信礼を済ませた若者の現在と家庭生活における宗教生活まで審問を継続する徹底性に驚かされる。その審問がもちろん聖職者のそのの如くにまで及んだとは言えないとしても、形式で済まされたとも思われない。1887年の査察時点で教区—学区民の日常性は一旦査察が開始されると、彼らはその私的な生活の只中で否応なしにこれに画然と超越していた教会の強制力を間近に意識せざるをえなくなる。そして彼らは私的生活を一旦脇に置いて、教会の強制力に従った画一的な行動を、一見信仰心溢れるばかりに、自ら進んで—教会の求めに応じて—とろうとする。教区—学区の規律化はまさしく住民の行動様式の自己変更=調整を必ず伴うものであったといえよう。19世紀末において斯かる規律化は頂点に達していたかのような印象を受ける。それではこの特徴は1930年の査察でどのように変化す

るのか。

〔4〕1930年の査察は5月6日～15日に実施された。査察委員会の構成員に世俗構成員が聖職者の2倍を占めている。聖職者構成員一州総監督 D.Gennich、福音派上級教会参事会代表、枢密参事・上級宗務参事 D.Sohaumann、監督 Lic.Waltz、Schmidt、Klatt、世俗構成員一年金生活者 v.Below、高等学校校長 Dr.Czwalina、管区裁判官 Jamrowki、郡学務官 Koehn、校長 Locbell、上級県庁参事・建設参事 Müchel、都市参事 Schenderlein、土地所有者 Steiner、郡長 Walther。ここでは1887年の表2 Gumbinnen,Altstadt 教区及び表6 Nemmersdorf 教区の1930年査察版のみを上げておこう。

表7 1930年5月7日 (Gumbinnen,Altstadt 教区査察) ¹⁶

| 時刻 | 査察業務 | 担当者 |
|-------|------------------------|-------------------------|
| 9:00 | 査察礼拝 | 牧師 Schimmelpfening |
| | 堅信受礼者との話し合い | 監督 Lic.Waltz |
| | 終了挨拶 | 州総監督 D.Gennich |
| 11:00 | キルンゲゴツスチーネンスト 子ども礼拝 | 監督 Schmidt |
| 12:00 | 教区代表者会議 | |
| 13:00 | (昼食) | |
| 15:00 | 堅信受礼資格児童の審査 | 監督 Klatt |
| | | 牧師 Plitt |
| | | 牧師 Schimmelpfening |
| | 終了 | 福音派上級教会参事会代表 |
| 20:00 | 福音伝道 | 枢密参事・上級宗務参事 D.Sohaumann |

表8 1930年5月12日 (Nemmerdorf 教区査察) ¹⁷

| 時刻 | 査察業務 | 担当者 |
|------|-------------------|--------------|
| 8:00 | 査察委員 Gumbinnen 出立 | |
| 9:00 | 査察礼拝 | 牧師 Boretius |
| | 堅信受礼資格児童の審査 | 牧師 Boretius |
| | 堅信受礼者との話し合い | 福音派上級教会参事会代表 |

| | | |
|-------|---------------|-------------------------|
| | 終了挨拶 | 州総監督 D.Gennich |
| 11:25 | 子ども礼拝 | 監督 Lic.Waltz |
| 12:00 | 教区代表者会議 | |
| 13:00 | 昼食 | |
| 16:00 | 教区祝典 | 枢密参事・上級宗務参事 D.Sohaumann |
| 19:00 | Gumbinnen へ戻る | |

〔5〕表7、8と表2、6とを対照して直ぐに気づくことは、表7、8では学校査察が入っていないことである。さらに開始と終了時の式典（挨拶・礼拝式、晩拝説教）が簡略化されている。また査察の報告、特に評価対象は聖職者にシフトしており、その評価自体も個人的な性癖まで及んだチェックは姿を消し、職務遂行に関わった問題点に絞っている印象を与えている。それではその評価について、表7に限定してみよう。

まず聖職者評価である。これは監督区の聖職者全員分をあげておこう。(1)全体評価—聖職者は、説教と教授及び職務に関して、正当に評価されることに努めている。(2)Ischdaggen 教区牧師 Borowski (49 歳)は、今日、全く体形を崩す肥満によって健康を損ない、数年前からの飲酒癖によって何度も何度も響蹙を買っている。(3)Gerwischkehmen 教区牧師 Kelch (65 歳)は総大司教の如くに振舞っている。(4)Niebudszen 教区牧師 Kochler (60 歳)は心臓病と記憶難を患っており、もはや説教を意のままに行うことができない。(5)Nemmersdord 教区牧師 Boretius (59 歳)は強度の近視で職務に支障をきたしているが、教区民を心にかけている。(6)Wolterkenmen 教区牧師 Hoffmann (54 歳)は教会の仕事の全領域に献身的な情熱をもっている¹⁸。

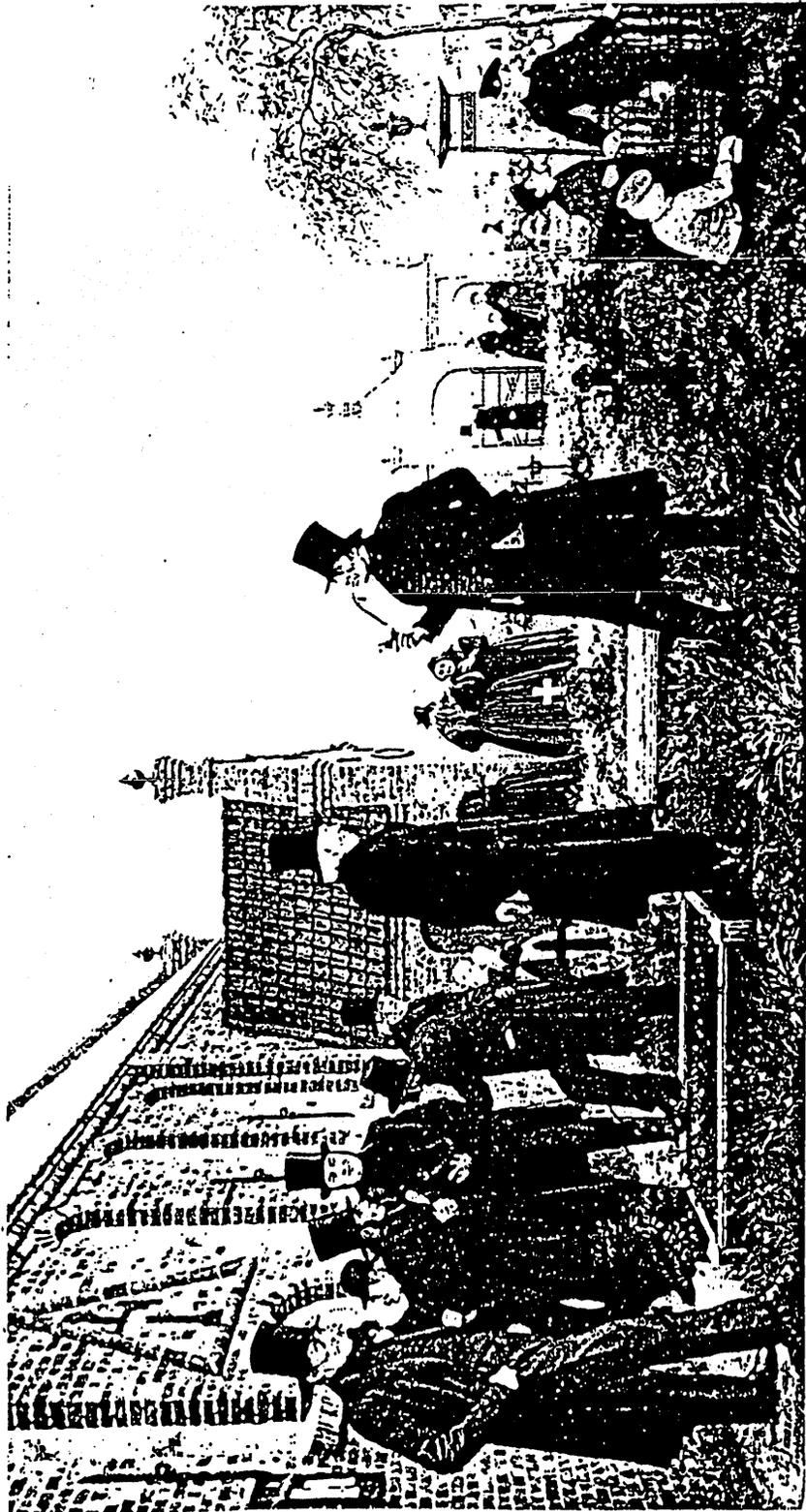
個別評価をみると、全体評価の含意が伝わってくる。即ち、「正当に評価されることに努めている」の文章は要するに普通以下であるという官僚的表現である。斯かる表現は Gumbinnen-Altstadt 教区査察評価でも窺われる。早速紹介しておこう。(1)熱心な妻及び教区の自発的に協力する男女とによって支援された監督 Klatt の目的意識的な指導の下で、澆刺とした教区生活が展開されている。(2)斯かる教区生活の育成のために、教区は今日大きな教区集会所を得ることを望んでいる。(3)県庁の都市行政と学校にとって、教会に関心を持っている人物を欠いていないことは喜ばしい。(4)監督 Klatt は最も脂が乗った年齢 (47 歳)で、精力的に仕事をこなしているが、教区の新たな仕事を引き受けるには歳を食っている。(5)Klatt は現下の課題を解決する

にはエネルギーに欠けている¹⁹。

〔6〕教区－学区の査察は1887年をピークにしてこれ以前に於いては、査察委員会からは住民に教会の規範に従った画一的な行動をとることを求め、住民からは一人一人が、信仰心溢れるばかりに、自ら進んで教会の規範を受け容れる仕組みを作り出しているようである。これを現象レベルに置き換えれば、次頁に掲載した1878年に描かれた「日曜日朝の教会前庭」から推測されるように、住民が正装して定期的に日曜礼拝をおこなっている或いは進んで就学させている光景として描かれる。そればかりか、正装したその服装から社会階層の違いが、その階層ごとに集まっている光景とともに、窺われ、階層に分化した行動規範が住民に身体化され、それが礼拝という半ば公的な生活世界においても貫かれている光景とも重なっている。教会規範が、階層ごとの文化＝行動様式として分化しながら、しかし査察の教会礼拝式等に原則住民全員が参集する＝動員される体制が19世紀末に整備されていたということなのであろうか。

19世紀前半期においては、1853/54年査察からも推測されるように、査察の制度的整備・確立の過程にあったと考えられる。私が調査したベルリン周辺のパブリッツ教区－学区では1810-20年代にほぼ整備をみた²⁰。プロイセン州では1826年の行政年次報告ではそれは認められない。かぎりなく1853/54年査察に近い時点で整備がほぼ終わっていたのであろうか。ここに至る以前の3月前期においては、教区－学区住民の日常生活世界に公的礼拝と公的堅信受礼（＝キリスト教の基本的規範の内面化）の楔を打ち込み、国家の規範＝法が支配する公的生活世界を彼らに観念させることが課題となっていたと考えられる。教会－学区制度は、警察行政－自治体行政と並ぶ、まさしくプロイセン近代行政のテーマであった。

「日曜日朝の教会前広場」(1878年作)



(出典 S.u.W.Jacobeit, Illustrierte Alltagsgeschichte des deutschen Volkes 1810-1900, S.221.)

註

- 1 *Acta des Königl. Ober-Präsidium von Preussen. Die Jahres-Berichte der VerwaltungsBehörden in Ost=Westpreußen und Litthauen betreffend-Pro 1826*-.In:Staatsarchiv Königsberg,Rep.2 Ober Präsidium,Abt.Tit 40,No.10,vol,1.
- 2 *Acta des Königl. Ober-Präsidium von Preussen. Die Jahres-Berichte der VerwaltungsBehörden in Ost=Westpreußen und Litthauen betreffend-Pro 1835*-.In:Staatsarchiv Königsberg,Rep.2 Ober Präsidium,Abt.Tit 40,No.10,vol,10.
- 3 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.Bearbeitet von Iselin Gundermann.Hrsg.von Walter Hubatsch,Göttingen,1970,S.1-3.
- 4 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.5-8.
- 5 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.10-12.
- 6 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.189-190.
- 7 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.189-190.
- 8 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.190-191.
- 9 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.191.
- 10 *Ebenda*
- 11 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.191-192.
- 12 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.196-197.
- 13 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.198.
- 14 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.199.
- 15 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.202.
- 16 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.908.
- 17 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.910.
- 18 *Die evangelischen General-Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen 1853 bis 1944*.S.912.
- 19 *Ebenda*
- 20 増井前掲書227-233頁。

第3章 教区・学区の規律化研究の課題

〔1〕ここでいま一度社会的規律化の用語について検討を加えておきたい。阪口修平は社会的規律化の用語を、エストライヒの見解にたつて、初期近代の概念であることに注意を喚起している¹。二宮宏之は阪口とは一見微妙にはあるが、しかし重要な違いを際立たせる見方を提示している。二宮は斯かる用語を近代への「移行」期と近代における「進展」期にも拡張することを構想している²。まず「移行」については「近代への移行の過程で、国家権力もまた、統合の推進に全面的に介入している」とされ、「進展」期は次のような展望が述べられている。「単に司法・軍事・行政といった公的生活において見られるのみでなく、かつては私的な領域と見做されてきた、家庭内の夫婦・親子関係や、共同体の祭りやシャリヴァリに国家が介入し、更には、セクシュアリティや身体の清潔といった領域にまで国家の管理が及ぶに至る。」そしてこの「事態はまさに近代を特徴づけるものと言ってよかろう。」となる³。

さて当の私は序論で斯かる用語意図を述べたが、念のためにいま一度その箇所を再録しておきたい。「本研究で敢えて社会的規律化の用語を使用した理由についてそろそろ説明しておかねばならない。その理由は、前近代の教区における信仰体制化が、3月前期における近代国家形成の過程で、どのようにして国家＝行政のシステムに転換されていくかを追っていくに際して、移行的な段階に考察を向けるために、絶対主義国家の概念である社会的規律化を用いる必要があった、ということである。

本研究のいま一つのテーマである文化変容についても上記と関連してここで説明を加えておく必要がある。文化変容は、まさしく規律化の裏面でもある。それを図式的に整理すると、農村社会が教区に編入される→教区民は隣人関係等の社会的関係の下で相互に逸脱する行動を規制し合うとともに所謂非キリスト教的生活世界は教会規律－裁判によって統制されキリスト教規範の内面的制度化が進行する→そして次に警察による違反取締と世俗裁判への転換が図られ、教区民の行動は、定期教会・学校巡察をとおして、国家の法規範及び行政のもとにシステム化される。以上の展開を想定して、3月前期における文化変容は、絶対主義における社会的規律化から類推されるように、農村社会が教区・学区に編成されことによって生活世界が国家基準の教会規範のもとにシステム化され住民一般の社会的な行動様式の型が成形されていく事態、

並びに教区・学区住民が彼等自身の論理で議会と交渉しながら斯かる教会・学校の事業を積極的に運営し且つその行為を正当化しようとする事態を含意している。」(4頁)

〔2〕私も「移行的な段階」を想定している。しかし文章自体結果的に二宮の「進展」まで踏み込んでいる。しかも査察を考察した本章では19世紀の80年代まで及んでいる。序論のこの箇所は何度も修正を余儀なくされたが、論歩を進めこの用語を使用する辺りで、常に安定感を欠く据わり心地の悪い感じを抱かざるをえなかった。いま振り返ると、社会的規律化の用語自体が包括的に過ぎ、例えば共同体における民衆の生活の型や生活態度の合理化といった具体的な方法の次元になると無力に近くなるという思いが脳裏を過ぎっていた。この理解はすでに1993年の時点でH.マイアーの総括的なコメントでも表明されていた。しかし私はかなり後で知ることになった。マイアーのその箇所は「社会的規律化の概念は全く不適當である」であった⁴。ちなみに彼も「社会的規律化を16-19世紀に適用可能とするためには、この概念を分化すべき」と提言している⁵。この分化の例が宗派信仰体制化または教会懲戒(規律)であったことは言うまでもない。

ここでは私の「移行的段階」の用語指定が妥当性を得ているのかどうかを再検討するためにも、19世紀における社会的規律化に関わるドイツのモノグラフィーに目を通しておくべきであろう。著者は第IV部第1章第1節〔1〕であげていたM.Frank、R.v.Friedeburg及びR.Jessenである。ここではフランクの事例分析を紹介し、その関連でイエッセンの研究をも参照していくことにしたい。

〔3〕M.フランクの論文(1992年)はLippenの下級裁判所(Gogericht)記録を史料とした18世紀末までの村落Heidenに関わるマイクロヒストリー研究である。その書出しは、エストライヒの社会的規律化概念では「社会的平和を護り且つ維持することを目的とする独自の地方の規範の考えを完全に欠いている」という刺激的な文章から始まる。さらに歯切れのよいエストライヒ批判が続く。それにも拘わらず斯かる概念の人気が高まっていると。その理由は「斯かる概念の曖昧性(Unschärft)に起因」しているからである。しかもマイクロヒストリー研究の成果が「殆ど得られていない」⁶。

それではフランクは社会的規律化の構想自体を否定しているのか。予想されるように、勿論その逆である。村落Heiden研究は、こうした現状を打破するために、「エストライヒの社会的規律化の概念をすぐに実験的に適用するのではなく、厳密化することが必要」とし、「村落の秩序システム(dörfliches Ordnungssystem)」の構造変化

を丹念に読み取る必要性を強調しているのである⁷。早速分析の一部を整理して紹介してみよう。村落 Heiden の人口は 1681 年 297 人、1781 年 297×2 人である。人口急増は特に土地を所有しない下層＝アインリーガー（農家に賃借りし日雇と紡ぎで糊口をしのぐ）の増加に起因している。一方富裕完全農民層は僅少であった（斯かる層＝村民の約 6% が土地の 53.2% 以上を所有）。村落に構造的な社会的不平等の比重が高まった。分析の中心となる村落の das obrigkeitliche Herrschaftapparatn についても前もって紹介しておく。

下級職員—下級管理人 (Untervögte)、農民判事 (Bauerrichter) 等—がその執行機関である。彼らは一面では国家権威 (staatliche Autorität) の代理として政庁の命令の遵守に努め、その違反者を上級機関に通告する。しかし彼らは薄給と不十分な資格に甘んじなければならなかった。他面彼らは共同体の成員として、村落住民と、隣人、友人及び親戚との密接な社会関係の編みによって、結びつけられている。下級職員のかかる二面性、とりわけ前者の後段の事情が、地方行政が村落住民、なかんずくその最下層にいたるまで実効を上げられなかった理由である。「上からの」「規範の地変からみた支配の強化 (Herrschaftsintensivierung)」は、特に 18 世紀後半以降、村落 Heiden には「当てはまらない」⁸。

それでは村落 Heiden における規範である村の平和を護り・維持するはどのようにしてなされていたのか。フランクは下級裁判所 (Gogericht) 記録を丹念に読み取っていく。裁判は年 2 回 (復活祭と聖ミカエル祭) に開廷され、裁判官 (Amtsvogt) は開廷期間までに発生した犯罪を検分する。裁判は外で行われる。犯罪件数 (1680-1795 年) の項目別内訳は、第 1 位領主 (リップペン拍) に対する賦役義務違反・忌避 17.3%、第 2 位農民間の農場でのトラブル 15.2%、第 3 位秩序違反 13.9%—「お上の秩序観念 (obrigkeitliches Ordnungskonzept)」と下層民が対立した項目は、贅沢・浪費 (結婚式・葬式・洗礼・お祭り規制条例違反) 5.8%、安息日を犯す、礼拝妨害、不信仰 2.7%—、第 4 位風俗・道徳違反 (猥褻行為、婚前性交渉、姦通、強姦) 7.6%、第 5 位中傷・名誉毀損罪 1.9% であった。

判決＝処罰は、約 6 割が罰金、その他は「見せしめの処罰」＝晒し刑であった。特に処罰の 84% 以上のケースは後者に該当し、その対象は下層民であった (上層民は皆無)。晒し刑は、犯罪者の名誉に損害を与えるだけでなく、それを越えて家族全体に対してもその名誉を傷つけることを狙ったものである。フランクはこのように分析して

いる。その上で彼は「村落社会にとって、お上の司法がもっぱら抑圧或いは生活の規範化の側面に帰着したという認識は正確さを欠く」とし、以下のような解釈を行っている。(1)「多数の裁判例は、下級裁判所が村落内部の抗争を解消するためにも動員されていることを示している」、(2)「村落成員によってもはや自前で伝統的なやり方で調停され得ないような対立と反目を、彼らは裁判所の手を借りて仲裁することを求めた」、(3)「この意味で、das Gogericht はまた、(村落の) 社会的平和を回復するための、村落社会の道具であった」⁹。

〔4〕フランクの以上までの考察は、既述したシリング及びシュミットの教会懲戒とほぼ変わらないといってよいであろう。しかし問題は、18世紀末以降のフランクの分析にある。彼は犯罪構造の変化に着目する。上記の犯罪件数中第2位の農民間の農場でのトラブルが1770-1790年代に増加している。増加の内訳にフランクは注目する。その結果、(1)木材窃盗、(2)畑、農地の侵害が急増していることを突き止める。なかでも(1)が36.4%と突出していた。そしてその窃盗の対象が生計手段や日用品でなく木材でなければならなくなった背景を追跡する。まず盗まれた木材の所有者は誰か。その大多数が小さな林を所有する同じ村落住民であった。そして実行者は圧倒的貧窮者か土地を所有しない住民層(路辺の小屋住まい農民とアインリーガー)であった。それでは何故に木材が窃盗の対象となったのか。木材は村落 Heiden において重要な建設資材であって、非常に「高価」であった。

告発側は、警察ではなく、被害者である農民であった。裁判記録を読み解いていくと、木材の窃盗は、たとえ困窮状況にあっても社会から認められていない。何故か。村落社会において所有の規範は高いレベルの拘束性を有していたことに突き当たったのである。無産者の窃盗は所有階層に対する反抗であると同時に、村の伝統的な規範に対する否定であった¹⁰。フランクの考察は更に続く。18世紀末に窃盗件数が増加した原因について特定する。即ち、農民層がその私的所有権を護るために犯罪の追及をお上に委ね始めたのである。ここに農民たちは「どうやら彼らの所有権保障」の実現をみたのである。この事態は農民の意識変革を伴った。「農民の秩序表象(Ordnungsvorstellung)と政府の秩序表象が互いに出逢った」と巧みな表現を用いてこれを説明している。その具体事例をも示しておいたほうがよいであろう。

《Dieb》という名詞がにも質に悪い侮辱の一つとみなされ、追及され、その一方で18世紀末に私的所有と盗人を取締る国法上の刑法規定が厳格化されている。こうした

両者の出逢いは1784年の説教師 Konrad von Cölln によって観られていた。「彼らの隣人の倫理性をみると、彼らは非常に寛容である。ただ、窃盗、詐欺、偽りのせんせいまたは名誉毀損について彼らは非常に厳しかった。盗人と姦通者は自分と子孫に拭い難い汚点を抱え込んでいる」¹¹と。

〔5〕フランクはいよいよ末尾に近い箇所、18世紀末以降、「村落の秩序維持システム (das locale Ordnungssystem)」に代わって「国の秩序維持システム」が強化され¹²、同時に Gogericht もその意義を喪失し19世紀前半期に廃止の憂き目にあいこれに代わるようにして村落の第一審に管区裁判所または都市裁判所が充てられるようになっていったと指摘している¹³。村落 Heiden の18世紀末以降事例は、Der Staat Bern における Vechigeb、Stettlen 両教区の信仰体制化を支えた風紀懲戒が18世紀の初めに「旧システムの一部として姿を消した」¹⁴事例と対蹠的ある。

R.Jessen のモノグラフィー (1991年) は前者の事例の展開を支持している。彼はエストライヒの社会的規律化を近代ポリツァイと連動して1848-1914年にまで「時代を拡張」することを試みている。まずは斯かる「拡張」の意義についてイエッセンの説明を聞いておこう。「規律化概念は、近代ポリツァイの成立とその実践を、19世紀の基礎的な経済上・社会上の変革との関連性の中で、論議する機会を提供した。」そしてポリツァイと規律化の関連性について彼は「規律化する機関 (Instanzen)」、或いは「規律化の代理 (Disziplinierungsagentur)」がポリツァイであるとして、プロイセン19世紀前半期はこの成立期であったとみている¹⁵。

さてイエッセンは、規律化はポリツァイと結びつくときに、政治的な規律化と社会的な規律化の2つの局面をみており、前者についてはここでも引用されているA.リュトケのモノグラフィーが代表的な業績である。後者についてイエッセンは、「日常的な社会的規律化の基盤構造 (die Infrastruktur)」というテーマを設定し、警察機構の整備をあげながら、それが「秩序・規律化機関」たることを「社会におけるポリツァイの社会的課題」であったとみている。この事態がいえるのは19世紀の75年代以降である。この時期に都市及び農村住民の日常性をカバーできる「ポリツァイネットワーク」が作られるからである¹⁶。このネットワークについてこうも説明している。「都市と農村は、制服を着た警官の、益々緊密に広がるネットに覆われ、そのことによって国家権力が住民の日常に常時居合わせることが確保されることになった」と¹⁷。

〔6〕イエッセンは、1875年以降そして1886年の警察官増強による「国家の干渉・

規律化能力の巨大化」が都市・農村住民の「日常の行為違反と規範違反」にまで入り込む事態を生み出したと判断している¹⁸。社会的規律化の確立事態を斯かる事態でみていることはほぼ明らかになったと思われる。この時期は前章第3節でみた Gummbinnen 監督の査察評価の内容とほぼ合致している。

この、恐らく結果としての符合は、社会的規律化の概念ないし用語の限定を二宮の見解まで修正する必要があるであろう。これもまた、これまでの本報告からの結果からもそう言わざるをえない。

註

- 1 阪口修平「社会的規律化と軍隊」『規範と統合』（シリーズ世界史への問い5）岩波書店、1990年、221,227頁を参照。
- 2 二宮宏之上掲書『規範と統合』の「序章」2-13頁。
- 3 同上11頁。
- 4 H.Maier, *Sozialdisziplinierung—ein Begriff und seine Ganzen*. In: *Gluabe und Eid*, hrsg. von P.Prodi, München, 1993, S.239.
- 5 H. Maier, *op.cit.*, S.240.
- 6 M. Frank, „Weil Ordnung die Seele aller Dinge ist“. *Dörfliche Gesellschaft und Kriminalität in Lippe 1650–1800*. In: *Kultur und Staat in der Provinz .Perspektiven und Erträge der Regionalgeschichte*, hrsg. von S.Brakensiek, A.Flügel, W.Freitag, R.v. Friedeburg, Bielefeld, 1992, S. 355.
- 7 *Ebenda*
- 8 M. Frank, *op.cit.*, S.359.
- 9 M. Frank, *op.cit.*, S.369.
- 10 M. Frank, *op.cit.*, S.372.
- 11 M. Frank, *op.cit.*, S.374.
- 12 M. Frank, *op.cit.*, S.379.
- 13 M. Frank, *op.cit.*, S.360.
- 14 H.R. Schmidt, *Dorf und Religion*, S.376.
- 15 R.Jessen, *Polizei und Industrieviertel . Modernisierung und Herrschaftspraxis im westfälischen Ruhrgebiet 1848–1914*. Göttingen, 1991. S.23.
- 16 R.Jessen, *op.cit.*, S.112.
- 17 R.Jessen, *op.cit.*, S.287.
- 18 *Ebenda*

結 語

〔1〕本研究が意図するものは、19世紀プロイセン社会において民衆の日常生活世界が如何にして、彼らの意識の変容を伴いながら、公的な生活世界（圏）へ転換し、彼らの行動が規制されていくのか、その仕組みを教区－学区を対象にして読み解くところにある。本報告はその試みの極めて小さな第一歩にすぎない。冒頭で述べたように研究に着手したのは1996年であり、ほぼ6年を経過している。

最初の3年間は、第1に、19世紀前半期のプロイセンにける中央－州次元の教育行政機構の法制を整理し、1808年以降の行政機構の制度改革が教会および民衆学校制度に対する専門的な国家監督システム（国家の一元的な監督体制・民衆の「国民化」）を確立し、その狙いが教区民の民衆文化（生活世界）に対する全般的な行政的整序＝「民衆陶冶」に据えられていたことを読み取っている。第2には、舞台をプロイセン州ランと議会に移し、ノイゲバウアーのラント議会の位置づけに魅了されながら、教区－学区が如何なる観点から論議されたのかを審議録から読み始める作業となった。この作業は私の狭隘な視圏にもとづく歴史認識を越えた新たな発見の連続となった。

その第1は、議会が学制における学区の自治制（学区理事会の自治・学区住民の理事会参加）を追求していたことであった。私はこの立場に、国家監督主義と対置される、ゲマインデ主義の用語を与えた。学区のゲマインデ主義は、学区の行政的団体化とも対をなすものであるが、学区（理事会）を行政官庁と交渉する機関と位置づける論拠とされていたのである。これが第2の発見であった。第3は、学区と救貧団体との関連性に考察を拡げることによってえられた知見であるが、議会の基本的立場は救貧団体を少なくともプロイセン州では先行研究で認識されていた「プロレタリア貧民に対する統制団体」たる「国家の下部行政機関」ではなく、議会の自治と基金によって運用される公共的団体として確立しようとすることにあった。学区は同時に救貧団体であることによって（学区と地区救貧団体はほぼ重なり合うとみてよい）公共的団体の機能的性格をも担っていたとみられるのである。学区のゲマインデ主義と公共性こそがプロイセン州の学制改革、すなわち1845年の「プロイセン州初等学校条例」の基本的理念であったのである。この知見は「条例」に関わる通説の全面的な見直しを

求めるものである。

以上は1996-98年度科学研究費補助金基盤研究(C)『学区の行政団体化と公共性に基づくドイツ(プロイセン)学区制度成立史の実証的研究』でまとめられた。しかし肝心の学区のゲマインデ主義と公共性については遺憾ながらゲマインデ・レベルで実証するには至っていない。この点は大内宏一氏のご指摘の通りである¹。

〔2〕1998年から2002年まではヴェストファーレン州ラント議会議事録の調査と文化変容及び社会的規律化ヘテーマを移した。かなり素人的発想から、当州においてもラント議会の公開性と立憲主義的性格がさらに顕著にみられるのであろうと予想していたが、前者についてはむしろ制限が強かった。ヴェストファーレン州ラント議会では請願によって共同体(教区・学区を含む)が教会・学校事項について議会と交渉する光景を豊かにイメージすることができた。この交渉する議会=場についてはR.v.Friedeburgがそのモノグラフィー(1997年)でクールヘッセンの農村共同体においても「公共圏(Öffentlichkeit)」の用語を使用して分析を試みている。彼は斯かる共同体に「下からの参加型の自治(partizipatorische Selbstverwaltung)のモデル」をみようとしている²。ラント議会は請願の主体をOrtsvorsteherとし、ここに教区理事会或いは学区理事会をも含めていたが、このことは斯かる理事会がフリーデブルグのいうモデルに入るのかもしれない。

それではプロイセン州のゲマインド主義とヴェストファーレン州の請願による交渉は、学区・教区の日常性に如何なる相違をもたらしていたのか。

プロイセン州ラント議会では、学区の社会的な価値規範の形成について、12歳までは、学校教授から教会=聖職者を「完全に排除」し、「主として、思考力の強化と道徳的感情の向上に向けられるべき」である、その後14歳までは宗教教授のみ牧師に委ねられるという主張と、一貫して教会宗教教授に委ねるべきとする主張で2分された。これに比して、ヴェストファーレン州ラント議会では、行政による規制によって、住民一人一人の日常性における公的領域=意識と私的領域=意識を峻別する—住民がその生活を頻繁に不愉快にしかつ迷惑をかける行為に対して法による規制を求めることは正当とする—論議が主流を占めたのである。

〔3〕問題は斯かる相違が教区ないし学区における文化変容と社会的規律化を通して

果たしてどの程度実証されるのかであった。今回はプロイセン州に絞る予定で進めていたがやはり今回も史料の制約を思い知らされた。恥ずかしながら、「1826年度プロイセン州知事行政年次報告」をベースにして、後は1887/1930年の査察から強引に上記のテーマにアプローチする羽目になった。

プロイセン州における教区-学区の査察は1887年がピークとなっているようである。教会規範が、階層ごとの文化=行動様式として分化しながら、しかし査察の教会礼拝式等に原則住民全員が参集する=動員される体制が19世紀末に整備されていたということなのであろうか。この時期は同時にポリツァイが住民への規制のネットワークを敷き、彼らの日常を規律化する事態に奇しくも符合していた。一方19世紀前半期においては、1853/54年査察からも推測されるように、査察の制度的整備・確立の過程にあったと考えられる。私が調査したベルリン周辺のパブリッツ教区-学区では1810-20年代にほぼ整備をみている。プロイセン州では1826年の行政年次報告ではそれは認められない。かぎりなく1853/54年査察に近い時点で整備がほぼ終わっていたのであろうか。ここに至る以前の3月前期においては、教区-学区住民の日常生活世界に公的礼拝と公的堅信受礼(=キリスト教の基本的規範の内面化)の楔を打ち込み、国家の規範=法が支配する公的生活世界を彼らに観念させることが課題となっていたと考えられる。

〔4〕最後に今後の課題である。まず文化変容と社会的規律化の用語について正確を期さなければならない。両者はいわば硬貨の表裏の関係にあるが-前者はいわば規律化が住民に及ぼした変化-、特に社会的規律化については史家によってますます多様性を帯びてきている。しかしなんといっても最大の課題は実証である。査察文書等未刊行史料が不可欠である。こうした課題を一步一步こなしながら、同時に先行研究の成果についても丹念は読みがまた不可欠である。今後を期したい。

註

- 1 大内宏一「ドイツ」、『史學雜誌 1998年の歴史学界—回顧と展望—』第108編第5号、358頁。
- 2 R.v.Friedeburg, *Ländliche Gesellschaft und Obrigkeit. Gemeindeprotest und politische Mobilisierung im 18. und 19. Jahrhundert*. Göttingen, 1991, S.18, 21.